

第2次山口市男女共同参画基本計画

第2次山口市男女共同参画基本計画

平成30年(2018年)3月

山口市

平成30年(2018年)3月

山口市

は じ め に



男女共同参画社会の実現に向けた新たな動きとして、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が平成28年4月に全面施行されました。これは、男女の人権の尊重や急速な少子高齢化の進展、国民ニーズの多様化等を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して活躍することで、豊かで活力ある社会を実現することを目的としています。

一方で、私たちの社会には、「男は仕事、女は家庭」という考え方に代表される固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見、女性の活躍を阻害する社会制度や慣行、男性の家事・子育てへの参画、働く場での女性の活躍、地域における男女共同参画など様々な課題が存在しています。

山口市では、平成20年3月に「山口市男女共同参画基本計画」を策定し、平成21年4月に男女共同参画の推進拠点となる「山口市男女共同参画センター」を設置し、平成25年3月に「山口市男女共同参画基本計画 後期行動計画」の策定、その後、平成26年3月に「山口市男女共同参画推進条例」を制定し、男女共同参画の推進に向けた取組を総合的に進め、その成果は着実に現れてきています。

このような中、これまでの取組を総括し、条例に定める基本理念の下、国・県の基本計画、女性活躍推進法などを踏まえ、平成30年度（2018年度）からの5年間に取り組む施策の方向と内容を定めた「第2次山口市男女共同参画基本計画」を策定いたしました。

本計画では、計画体系の見直しを行い、4つの基本目標を定め、それぞれに目指す姿を掲げるとともに、計画の実効性を高めるために31の指標を設定しました。また、基本目標2、及び3の一部を女性活躍推進法に基づく市町村推進計画に、基本目標4の「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援」の部分をDV防止法に基づく市町村基本計画として位置付けたところです。

今後は、本計画に基づいて、市民や市民活動団体、事業者の皆様方と手を携えながら、男女がともにあらゆる分野に参画することができる「認めあい 支えあい とともに夢拓くまち やまぐち」の実現を目指してまいりますので、より一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、御尽力を賜りました山口市男女共同参画推進審議会の委員の皆様をはじめ、市民意識調査や事業所調査など、多くの貴重な御意見をいただきました皆様に心からお礼を申し上げます。

平成30年（2018年）3月

山口市長 渡 辺 純 忠

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置付け	1
3	計画の期間	1

第2章 計画策定の背景

1	国際的な動き	2
2	国・県の動き	3
3	山口市の動き	4
4	市民の意識	6

第3章 これまでの取組

1	重点目標の取組状況	15
2	指標の達成状況	19

第4章 基本的な考え方

1	山口市が目指す男女共同参画社会	21
2	計画体系の見直し	21
3	計画体系図	22
4	計画の推進	23

第5章 計画の内容

基本目標 1	人権の尊重にもとづく男女共同参画推進のための意識づくり	24
基本目標 2	男女がいきいきと働き続けられる環境づくり	32
基本目標 3	あらゆる分野での男女共同参画の実現	40
基本目標 4	健康で安全・安心な暮らしづくり	46

第6章 計画の指標

計画の指標	60
-------	----

資料編

○ 第2次基本計画の策定経過	62
○ 山口市男女共同参画推進審議会委員名簿	63
○ 男女共同参画社会基本法	64
○ 山口市男女共同参画推進条例	69
○ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	73
○ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	82
○ 用語解説	94



第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

国は、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、平成11年に「男女共同参画社会基本法」を制定しました。

山口市においては、合併後の平成20年3月に「山口市男女共同参画基本計画」を策定し、平成25年3月には「後期行動計画」の策定、平成26年3月に「山口市男女共同参画推進条例」を制定し、男女共同参画に関する諸施策を推進してきました。

しかし、ライフスタイルや世帯構造の変化などにより、女性を取り巻く環境は大きく変化しているにもかかわらず、固定的性別役割分担意識や性別による機会の不平等をもたらす社会制度・慣行は依然根強く残り、男女共同参画が進まない一因となっています。

この第2次基本計画では、以上のような状況を踏まえ、現行の基本計画を改定し、今後5年間に山口市が取り組むべき施策の方向と内容を明らかにするものです。

2 計画の位置付け

本計画は、「男女共同参画社会基本法」及び「山口市男女共同参画推進条例」に基づき、国の「第4次男女共同参画基本計画」及び「第4次山口県男女共同参画基本計画」を勘案して策定し、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」に基づく市町村推進計画、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」に基づく市町村基本計画として位置付けます。

また、「第二次山口市総合計画」や市の関連する計画等との整合を図ります。

3 計画の期間

計画期間は、平成30年度（2018年度）から平成34年度（2022年度）までの5年間とします。ただし、社会状況等の変化により、新たな課題への取組が必要になった場合には、計画期間中であっても必要な検討を行います。



第2章 計画策定の背景

1 国際的な動き

- 国連は、昭和50年（1975年）を「国際婦人年」と定め、「平等・開発・平和」をテーマとした「国際婦人年世界会議（第1回世界女性会議）」をメキシコシティで開催し、女性の自立と地位の向上を図るために各国のとるべき措置のガイドラインとなる「世界行動計画」を採択しました。
- 昭和54年（1979年）には、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」が採択され、締約国に対し、政治的・公的活動、経済的・社会的活動における差別の撤廃のために適当な措置をとることを求め、日本は昭和60年（1985年）に批准しました。
- 平成7年（1995年）に北京で開催された「第4回世界女性会議」では、「北京宣言及び行動綱領（北京行動綱領）」を採択し、女性の地位向上とエンパワーメントを達成するために優先的に取り組むべき12の重大問題領域が明記されました。この中でも、女性の権利を人権として再認識し、女性に対する暴力を独立の問題として扱ったことが注目されました。
- 平成12年（2000年）に開催された国連特別総会「女性2000年会議」では、各国の決意表明や理念を謳う「政治宣言」と「北京行動綱領」の実施促進のための「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブに関する文書（成果文書）」が採択されました。
- 平成23年（2011年）には、女性と女児の権利を促進するため、国連のジェンダー平等と女性のエンパワーメントに関する4つの機関が統合され、「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（UN Women）」が発足しました。
- 平成26年（2014年）の「第58回国連婦人の地位委員会」では、我が国が「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案を提出・採択され、より女性に配慮した災害への取組の促進を目指すこととされました。
- 平成27年（2015年）の「第59回国連婦人の地位委員会（北京+20）」では、「北京行動綱領の完全で、効果的な実施を加速し、達成するため、すべての機会とプロセスを利用し、2030年までに、男女共同参画及び女性のエンパワーメントの完全な実現に向け、努力することを約束する。」とした政治宣言が採択されました。

2 国・県の動き

●「女性活躍推進法」の制定

自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮し、活躍することで豊かで活力ある社会の実現を目的とした「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が平成28年4月に全面施行されました。

この法律では、国、地方公共団体、事業主の責務を明らかにするとともに、女性の、職場における活躍を迅速かつ重点的に推進するために、女性の活躍の場の提供主体である事業主に対して、女性の活躍に関する状況把握・課題分析を踏まえた行動計画の策定・届出・公表を義務付けています。（常時雇用する労働者が300人以下の一般事業所については努力義務）

●国、県の男女共同参画基本計画の改定

男女共同参画社会基本法に基づく、国の「第4次男女共同参画基本計画」が平成27年12月に、閣議決定されました。

第4次計画において改めて強調している視点として、女性活躍の推進のために男性中心型労働慣行等を変革し、職場、地域、家庭等あらゆる場面における施策を充実させること、あらゆる分野における女性の参画拡大のために、さらに踏み込んだポジティブ・アクション（積極的改善措置）の実行を通じた積極的な女性採用・登用のための取組が必要であるとされています。

県では平成28年3月に「第4次山口県男女共同参画基本計画」が策定され、基本目標や重点項目などの見直しが行われています。

●「次世代育成支援対策推進法」の延長・改正

子どもが健やかに生まれ、育成される環境をさらに改善・充実させるため、「次世代育成支援対策推進法（次世代法）」が平成26年（2014年）4月に改正され、平成37年（2025年）3月31日まで10年間延長されました。労働者の仕事と子育ての両立のための行動計画を策定・届出し、一定の要件を満たすと、厚生労働大臣の認定（くるみん認定）を受けることができますが、法改正により、特に実施状況が優良な企業に対する特例認定制度が創設され、税制上の優遇措置の適用を受けることができ、企業のイメージアップも期待されます。

●「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の改正

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」が改正され、平成26年1月に施行されました。これにより、被害者の範囲が、これまでの事実上の婚姻関係にある者に加え、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力の被害者についても、法の適用対象となりました。

3 山口市の動き

- 平成17年10月に合併した本市では、「認めあい 支えあい とともに夢拓くまち やまぐち」を基本理念として、平成20年3月に、「山口市男女共同参画基本計画」を策定し、市民、市民活動団体、事業者と連携して、男女共同参画を推進してきました。
- 平成21年4月に、男女共同参画の推進拠点となる山口市男女共同参画センター（愛称：ゆめぼぼら）を設置し、講座・講演会など学習機会の提供や啓発、市民や団体等の活動・交流の支援、婦人相談員によるDV相談などを行っています。
- 平成25年3月に、「山口市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画」を盛り込んだ「山口市男女共同参画基本計画 後期行動計画」を策定し、男女共同参画を推進してきました。
- 平成26年3月に、「山口市男女共同参画推進条例」を制定し、男女共同参画の推進に関する7つの基本理念を定めるとともに、市、市民、事業所等の責務を明らかにし、市の施策の推進の基本となる事項を定めました。また、条例の規定により、学識経験者や市民、関係団体の代表者等で構成される「山口市男女共同参画推進審議会」を設置しました。
- 平成26年11月に、「第23回男女共同参画全国都市会議inやまぐち」を開催し、男女共同参画の課題について全国の行政関係者や市民活動団体等による熱心なディスカッションが行われ、都市間の交流も図られました。
- 平成28年度には、男女共同参画の施策推進の基礎資料とするため、「男女共同参画に関する市民意識調査」及び「女性活躍推進に関する事業所調査」を実施しました。

山口市男女共同参画推進条例の基本理念

「山口市男女共同参画推進条例」に定める基本理念に基づき、男女共同参画に関する施策を推進します。

1 男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳が平等に重んじられ、性別による差別的取扱いを受けることなく、一人の人間として個性と能力を発揮する機会が確保されること。

2 社会における制度又は慣行についての配慮

男女が、社会における制度又は慣行による固定的な性別役割分担意識を反映してその活動を制限されることなく、自らの意思において多様な生き方を選択することができるよう配慮されること。

3 政策等の立案及び決定の場への共同参画の推進

男女が、市の政策及び家庭、地域、職場、学校その他社会のあらゆる分野における意思決定に、共同して参画する機会が確保されること。

4 家庭生活における活動と社会生活における活動の両立の推進

男女が、お互いの協力と社会の支援の下、家事、子育て、介護などの家庭生活における活動と、就業その他の社会生活における活動に参画でき、また、これらの活動を両立して行うことができるようにすること。

5 生涯にわたる健康と権利の尊重

男女が、それぞれの身体的特徴について理解を深めるとともに、妊娠、出産等に関してお互いの意思及び決定を尊重し合いながら、安全で健康な生活を営むことができるよう配慮されること。

6 男女平等意識を育む保育及び教育の推進

幼児期から、家庭、学校、保育その他社会のあらゆる教育の場において、個人としての尊厳及び男女平等の意識を育む保育及び教育が行われること。

7 国際社会との協調

男女共同参画は、国際的協調の下、推進されること。

4 市民の意識

【平成28年度 男女共同参画に関する市民意識調査】

調査対象者：18歳以上の男女2,000人（男性1,000人、女性1,000人）

抽出方法：住民基本台帳に基づく無作為抽出

調査方法：郵送調査

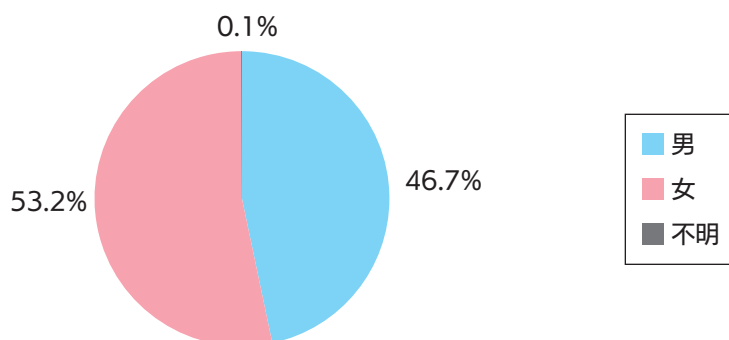
調査期間：平成28年9月13日～10月14日

【回収結果】

A	発送数	2,000人
B	事故票（転出等）	12人
C	調査対象（A－B）	1,988人
D	回収数	797人
E	回答率	40.1%

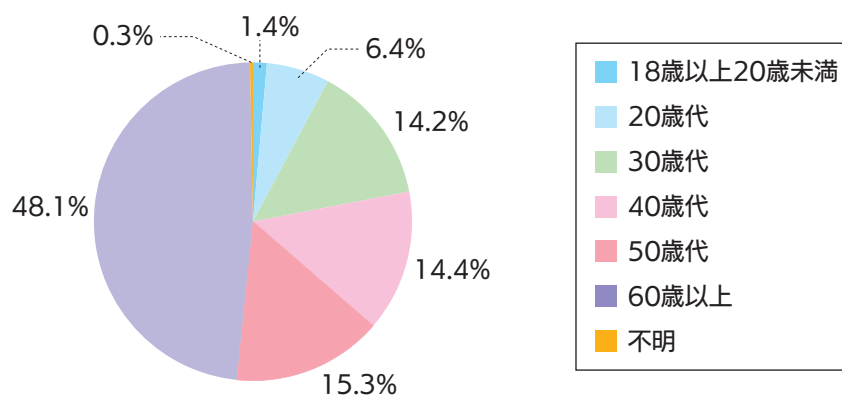
【回答者の性別】

男性が372人（46.7%）、女性が424人（53.2%）、不明が1人（0.1%）



【回答者の年齢】

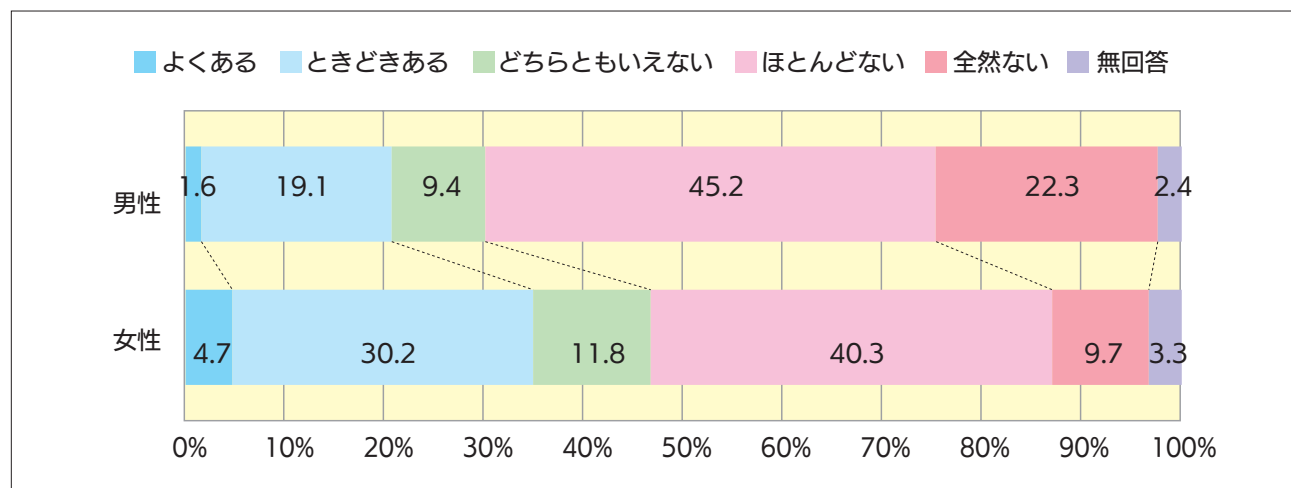
18歳以上20歳未満が11人（1.4%）、20歳代が51人（6.4%）、30歳代が113人（14.2%）、40歳代が115人（14.4%）、50歳代が122人（15.3%）、60歳以上が383人（48.1%）、不明が2人（0.3%）



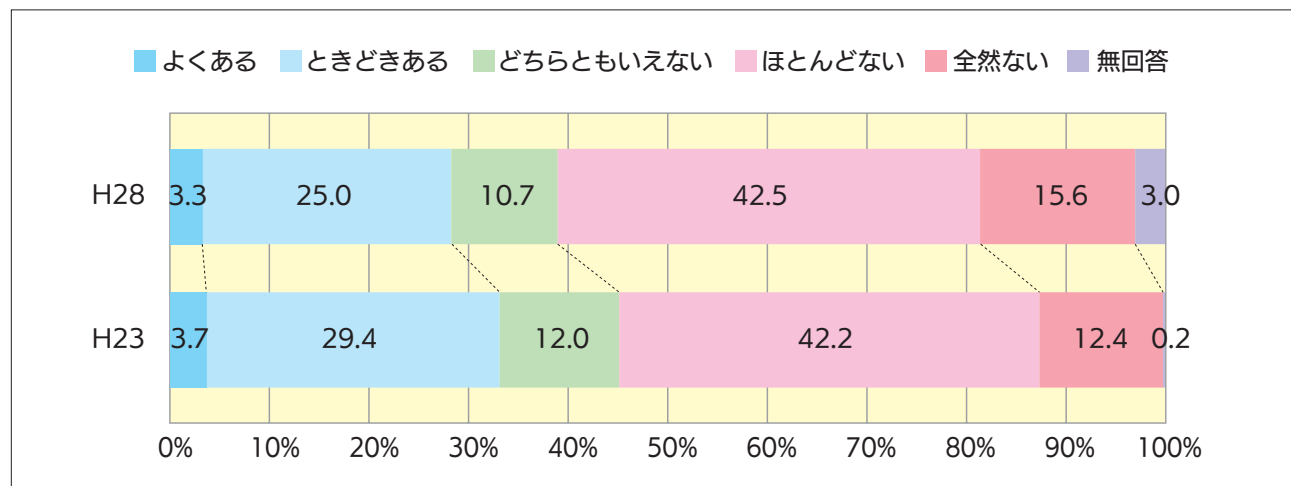
(1) 性別を理由とした不快感・不満

「男性または女性であるという理由で不快な思いをしたり、不満を感じたりすることはありますか」という質問に対して、男性では、「ある」が約20%に対して、女性では約35%となっており、女性の方が不快な思いや不満を感じている割合が高くなっています。5年前の調査との経年比較では、男女全体で、不快感等の割合は減少しています。

【男女比較】

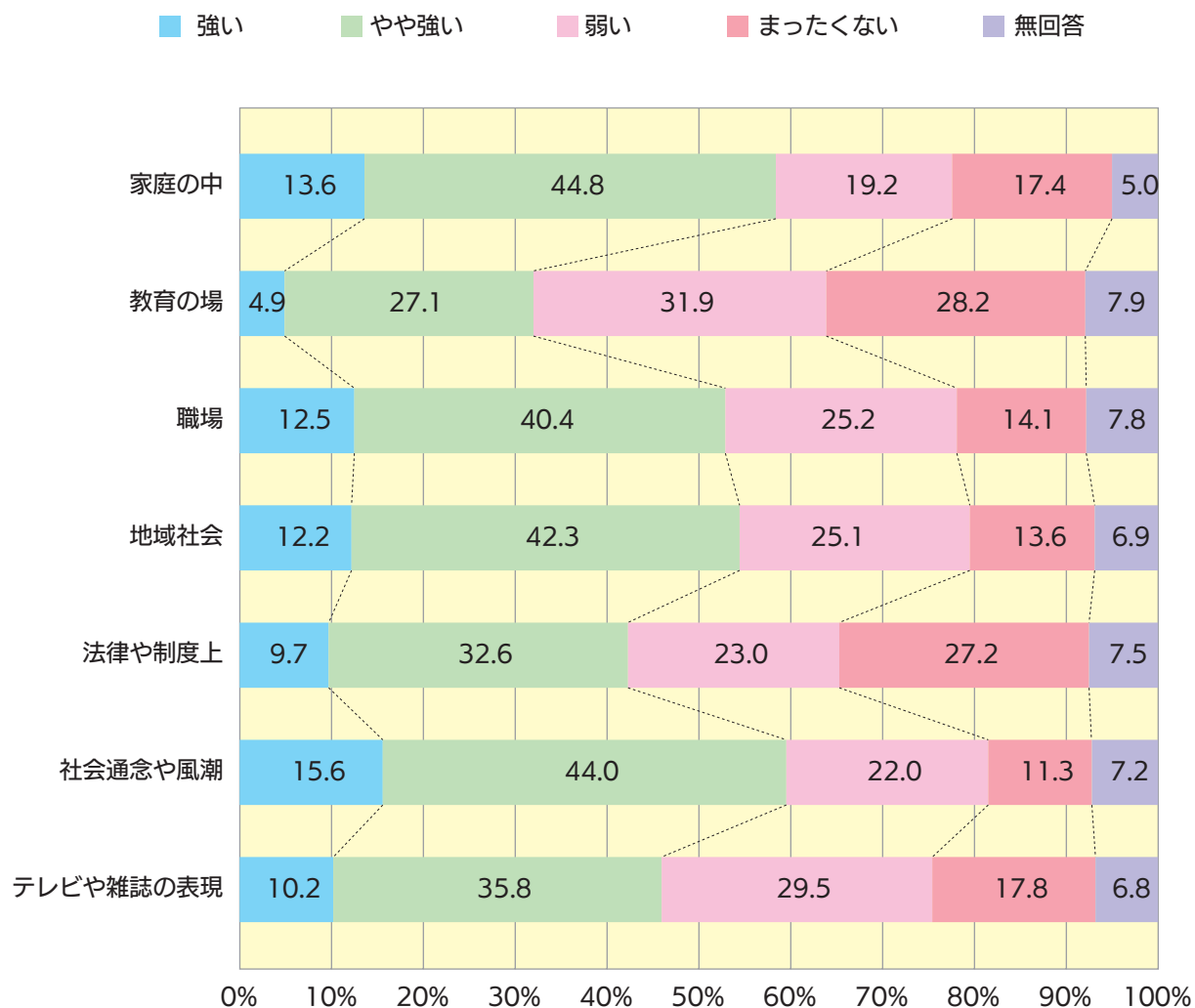


【経年比較】



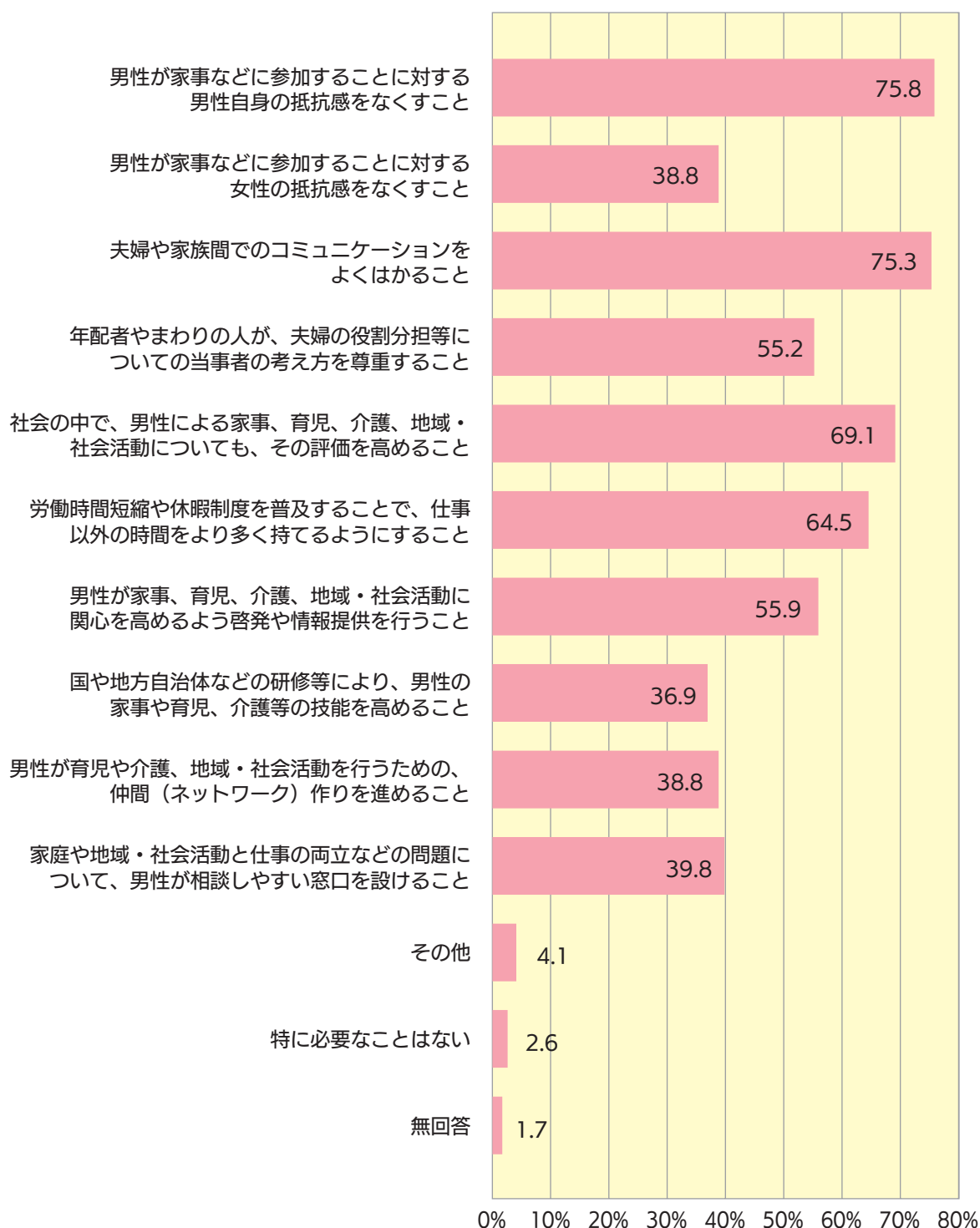
(2) 固定的性別役割分担意識

「男はこうすべき、女はこうすべき」というように個人の能力や資質に関係なく、性別によって役割や特性を固定的にとらえる傾向があると思いますか、という質問に対して、傾向が「強い」、「やや強い」と答えた人の割合は、「社会通念や風潮」が約6割と高く、「家庭の中」、「地域社会」、「職場」が続いています。



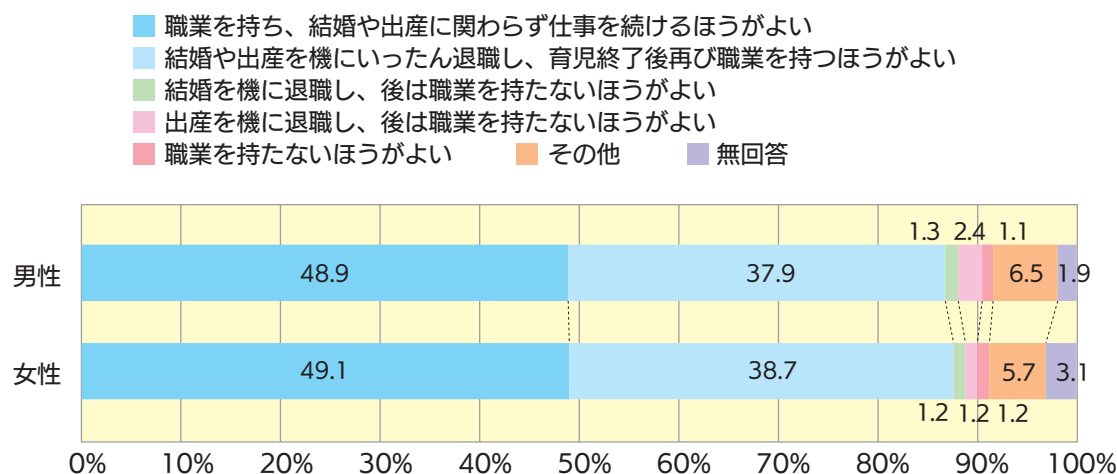
(3) 男性が、家事、子育て、介護、地域活動へ参加するために必要なこと

「男性自身の抵抗感をなくす」、「夫婦や家族間でのコミュニケーションをよく図る」が約75%と高く、「社会の中で、男性が家事などを行うことについて評価を高める」、「労働時間短縮や休暇制度の普及により、仕事以外の時間をより多く持てるようにする」が続いています。



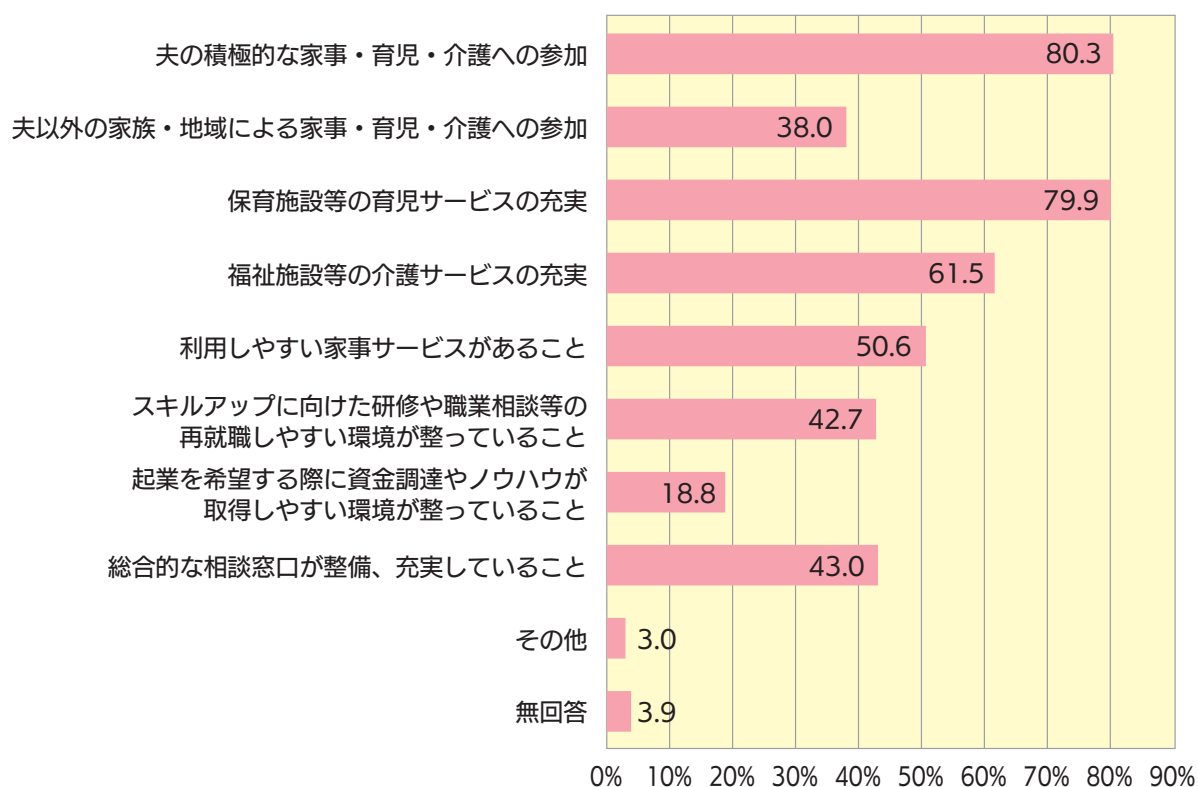
(4) 女性が職業を持つことについて

男女ともに、約半数の人が、女性の就業の継続を肯定的にとらえています。



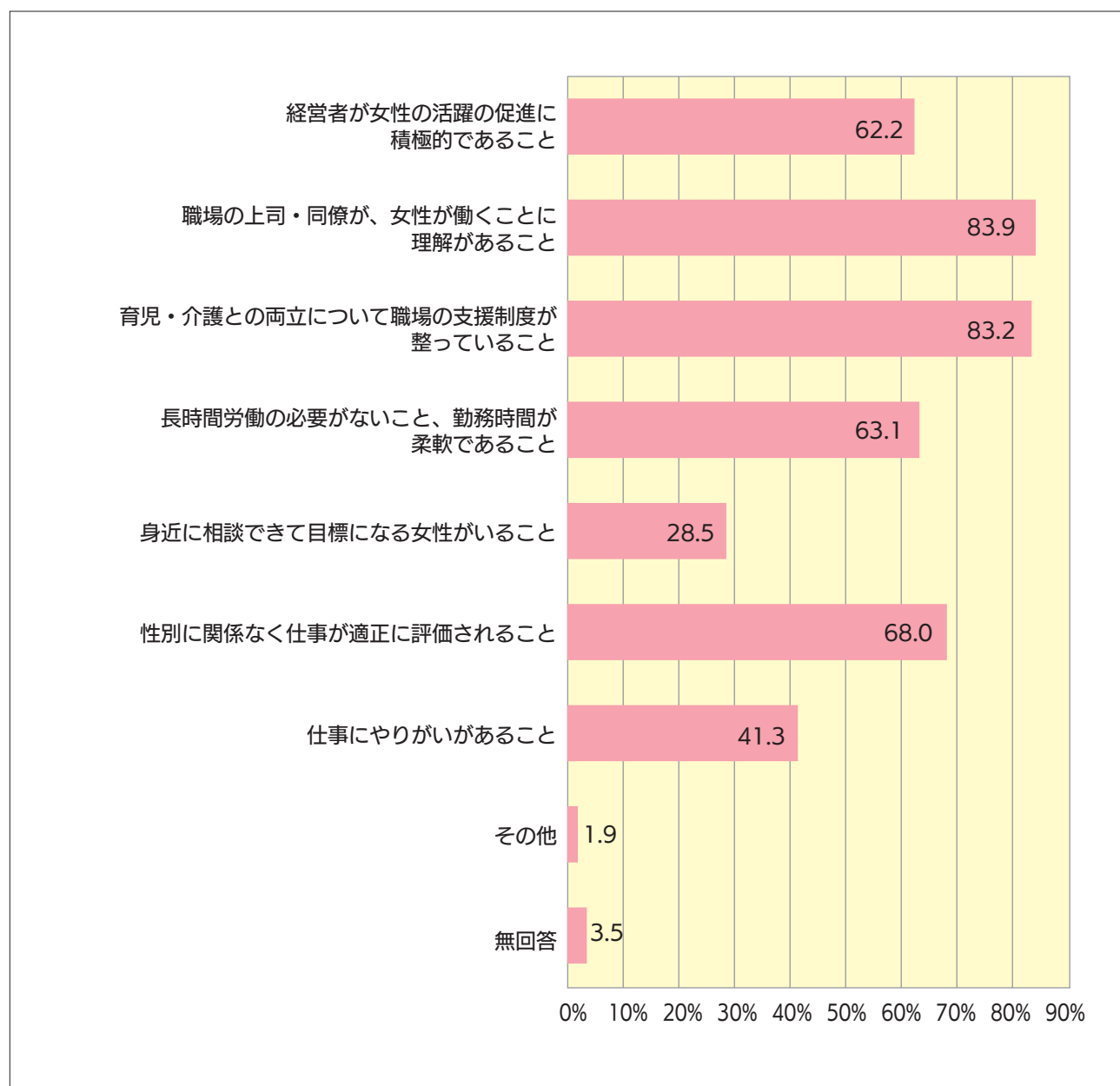
(5) 女性の活躍が進むための家族や社会等の環境整備について

女性の活躍が進むためには、家族や社会等でどのような環境整備が必要だと思いますか、という質問に対して、「夫の積極的な家事・育児・介護への参加」、「保育施設等の育児サービスの充実」が約8割と高く、「福祉施設等の介護サービスの充実」が続いています。



(6) 女性が活躍できる職場環境について

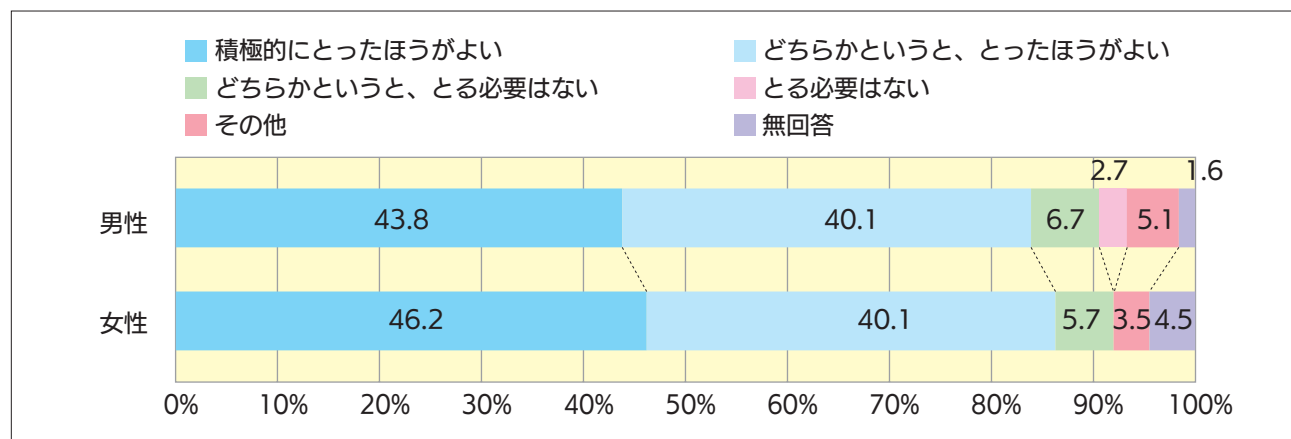
女性が活躍できる職場環境にするために何が必要だと思いますか、という質問に対して、「職場の上司・同僚が、女性が働くことに理解があること」、「育児・介護との両立について職場の支援制度が整っていること」が8割以上と高く、「性別に関係なく仕事が適正に評価されること」、「長時間労働の必要がないこと、勤務時間が柔軟であること」、「経営者が女性の活躍の促進に積極的であること」が続いています。



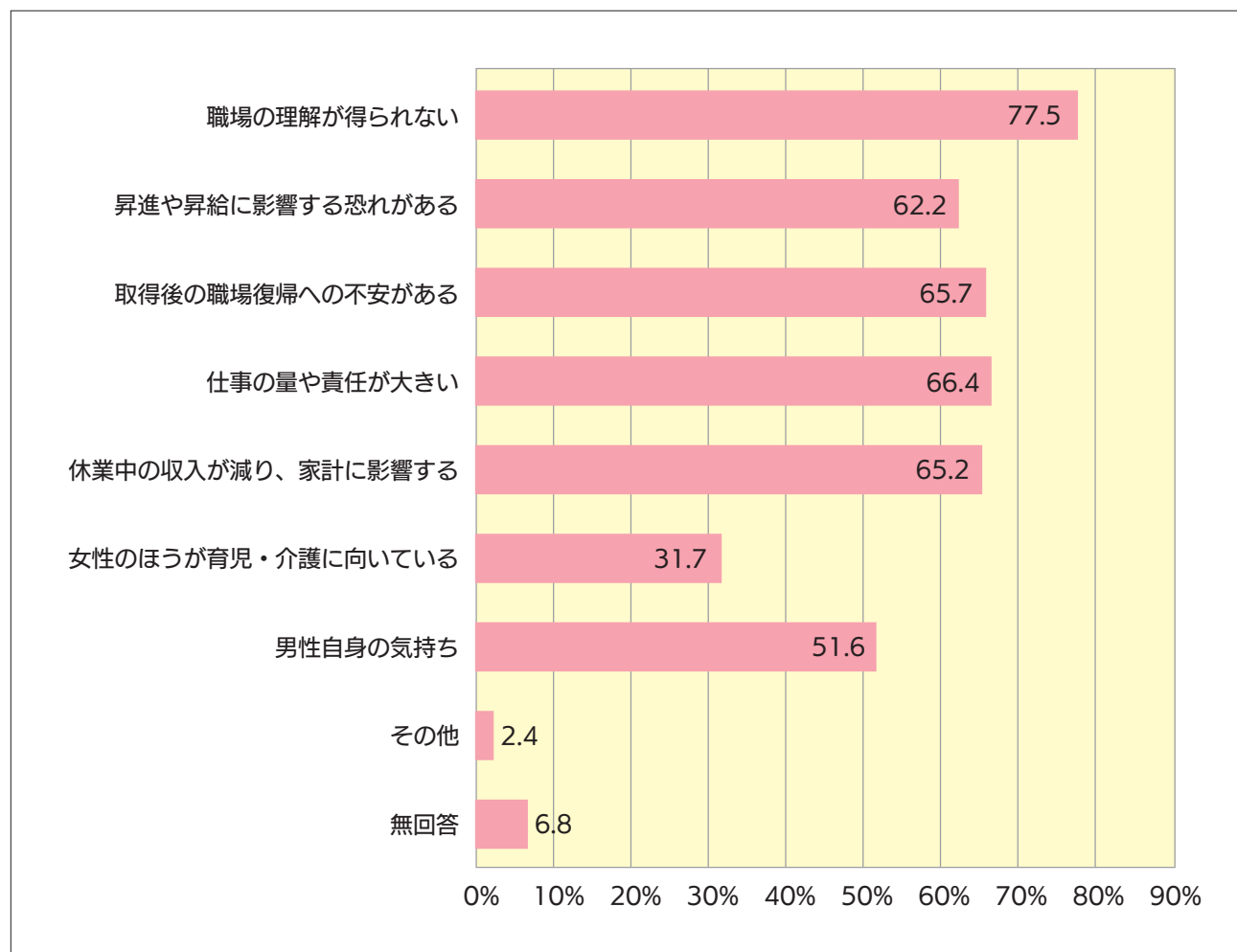
(7) 男性の育児休業・介護休業等の取得が少ない理由について

男性が、育児休業や介護休業等を取得することについては、男女ともに取得することに肯定的ですが、育児休業や介護休業等を取得する男性が少ない理由としては、「職場の理解が得られない」、「仕事の量や責任が大きい」、「取得後の職場復帰への不安がある」、「休業中の収入が減り、家計に影響する」、「昇進や昇給に影響するおそれがある」の順となっています。

【男性が育児休業や介護休業等を取得することについて】



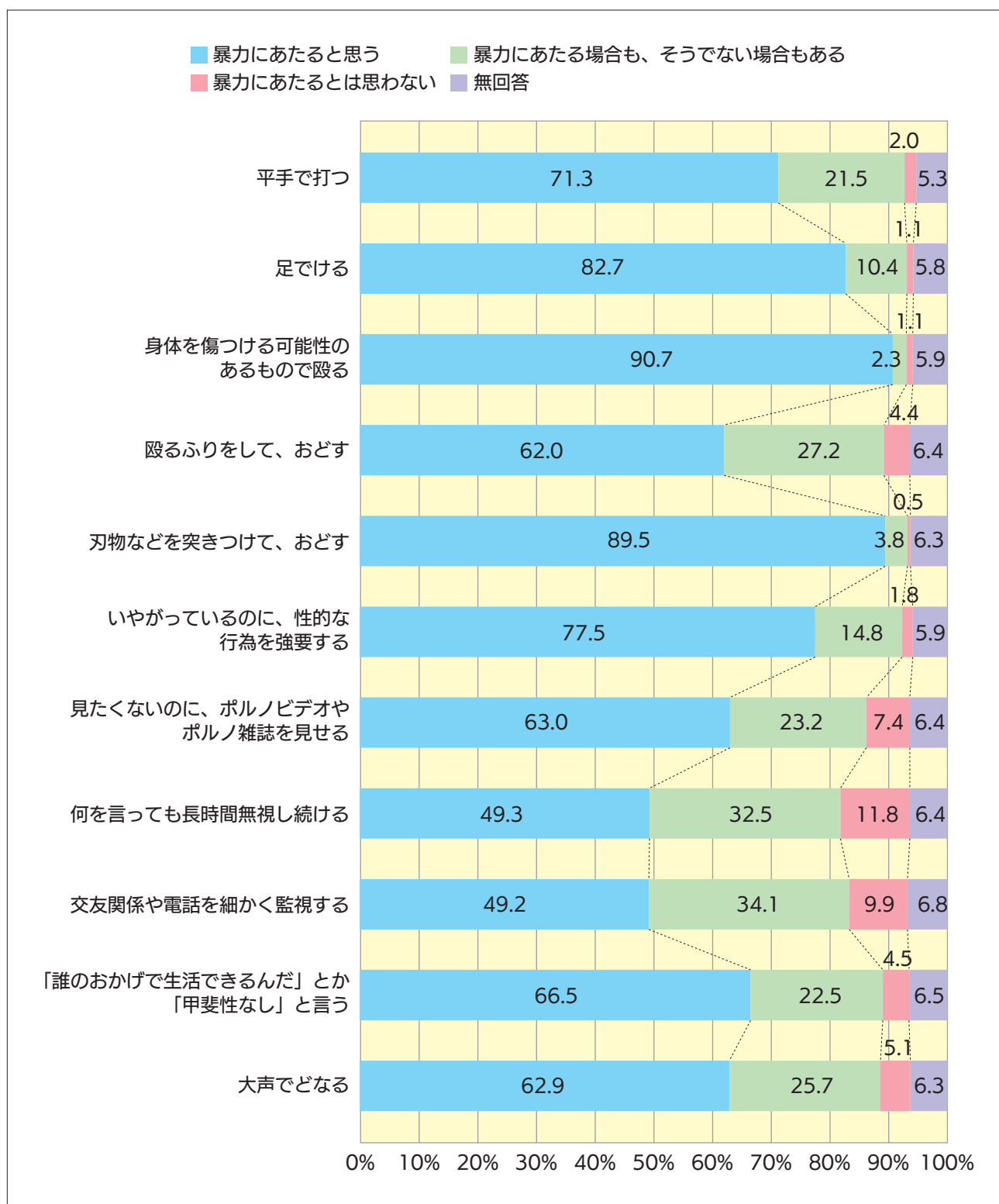
【育児休業や介護休業等を取得する男性が少ない理由】



(8) 配偶者からの暴力に対する意識について

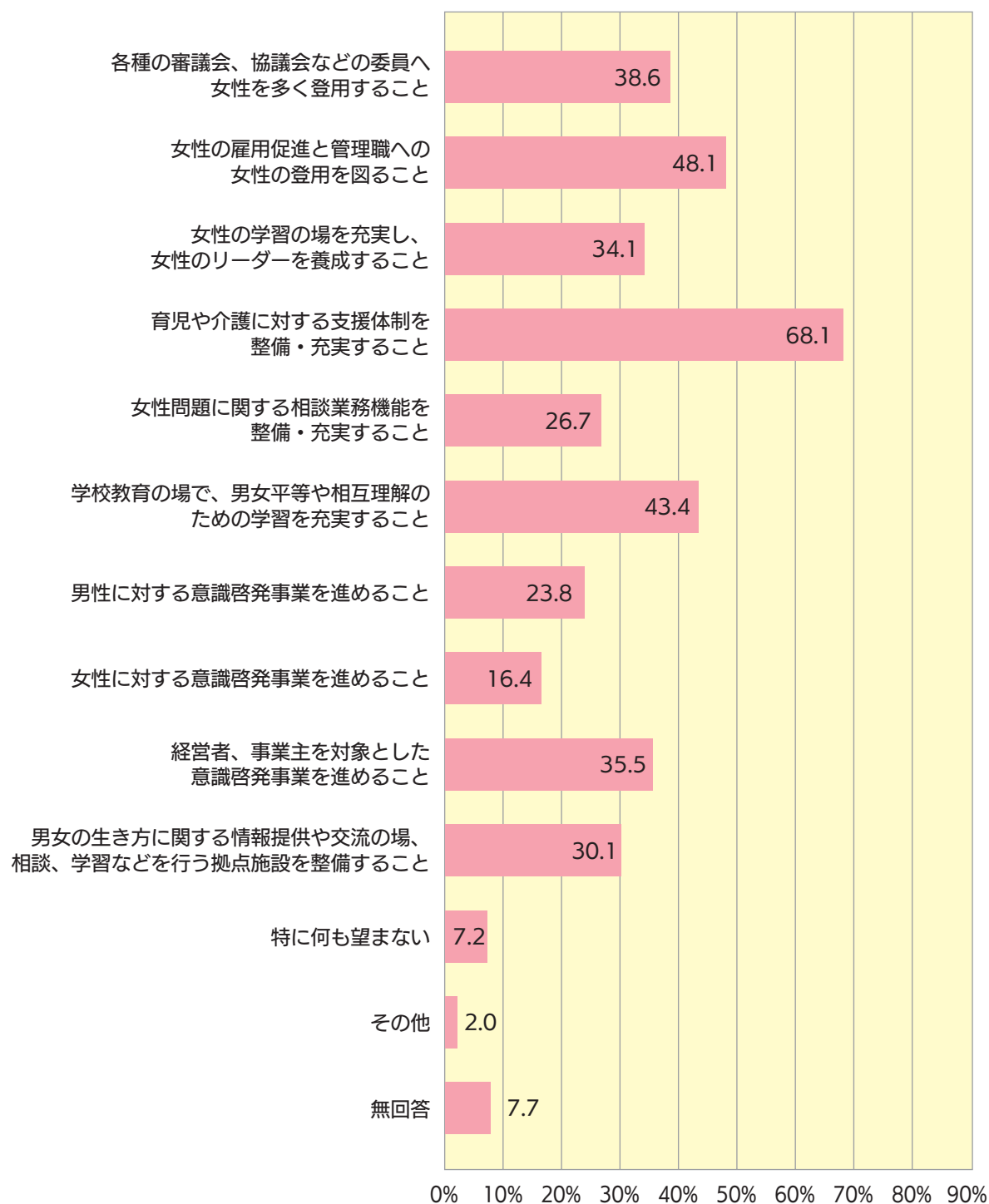
配偶者からの暴力に対する意識について、「身体を傷つける可能性のあるもので殴る」、「刃物などを突きつけて、おどす」では約9割、「足でける」、「いやがっているのに性的な行為を強要する」では約8割、「平手で打つ」では約7割が、それぞれ暴力と認識されています。

また、「大声でどなる」、「殴るふりをして、おどす」など身体的暴力でない行為は約6割となっています。



(9) 行政に望む施策について

男女共同参画社会の実現に向けて行政に望む施策としては、「育児や介護に対する支援体制の整備・充実」が約7割と最も高く、「女性の雇用促進と管理職への女性の登用を図ること」、「学校教育の場で、男女平等や相互理解のための学習を充実すること」、「審議会などの委員に女性を多く登用すること」が続いています。



第3章 これまでの取組

1 重点目標の取組状況

「山口市男女共同参画基本計画 後期行動計画」における4つの重点目標に対する取組状況については以下のとおりです。

重点目標1 政策・方針の立案及び決定への女性の参画の推進

(1) 主な取組

- ・山口市男女共同参画推進本部（本部長：副市長）会議において、各部局長に対して審議会等における女性登用の推進を要請
- ・「山口市審議会等の設置に関する指針」を改正し、男女のいずれか一方の委員が10分の4未満とならないように努める規定を整備（平成28年4月1日改正）
- ・「女性職員の活躍推進に関するプラン」（平成28年4月1日策定）により、管理職に占める女性職員の割合を10%以上とする目標を設定
- ・市職員の採用について、性別にとらわれることなく優秀な人材を採用し、平成29年4月1日の一般行政職の採用における女性割合は約62%

(2) 関連指標

項 目	当初（値）	目標（値）	現状（値）
審議会等委員に占める女性の割合	27.3% （平成23年度）	35.0% （平成29年度）	23.9% （平成28年度）
女性委員のいない審議会等の割合	25.3% （平成23年度）	0% （平成29年度）	21.1% （平成28年度）
市の管理職に占める女性職員の割合 （一般行政職）	5.8% （平成24年度）	10.0% （平成29年度）	6.4% （平成29年度）

(3) 今後の課題

- ・審議会等における女性の割合は下降しています。原因の一つとして、団体等の代表を、いわゆる、あて職（特定の職にある者を別の特定の職に就かせること）として委員に就任させる慣行が依然として残っていることなどが考えられます。市職員全体の男女共同参画意識をさらに高めていく必要があります。
- ・市職員の管理職に占める女性の割合は高まっていますが、引き続き、女性管理職への登用の推進が必要です。

重点目標 2 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)のための環境整備

(1) 主な取組

- ・男女共同参画センターや山口市企業・職場人権学習連絡協議会、山口市働く婦人の家等において、ワーク・ライフ・バランスに関する講座・研修会の実施
- ・保育所の新增設や認定こども園への移行、地域型保育事業等の導入、延長保育・病時保育等の多様な保育サービスの実施、放課後児童クラブの新增設による定員の拡大、子育て環境の整備等

(2) 関連指標

項 目	当初 (値)	目標 (値)	現状 (値)
通常保育定員数	2,840人 (平成24年度)	3,100人 (平成29年度)	3,577人 (平成29年度)
延長保育実施保育所数	25か所 (平成24年度)	28か所 (平成29年度)	36か所 (平成29年度)
放課後児童クラブ実施学級数	40学級 (平成24年度)	44学級 (平成29年度)	47学級 (平成29年度)

(3) 今後の課題

- ・「山口市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、待機児童の解消に取り組んでいますが、解消には至っていないため、引き続き、提供体制の確保が必要です。
- ・市民意識調査では、ワーク・ライフ・バランスという言葉の認知度は上がっていますが3割以上の方が知らないと回答しており、さらなる広報・啓発が必要です。
- ・男性の育児休業の取得率は低い水準にあることから、職場優先の意識やライフスタイルの見直し、育児・介護休業制度に関する広報・啓発を推進する必要があります。

重点目標3 配偶者に対するあらゆる暴力の防止と被害者への支援

(1) 主な取組

- ・関係部署や関係機関と連携した、配偶者暴力に関する相談対応、保護、自立の支援
- ・相談窓口の周知、関係部署や関係機関との連絡会議の開催
- ・市報、ウェブサイト、テレビ・ラジオ番組等様々な媒体を活用した、防止に関する広報・啓発

(2) 関連指標

項 目		当初（値）	目標（値）	現状（値）
ドメスティック・バイオレンスにあたると思う人の割合	平手で打つ	68.8% (平成23年度)	100% (平成29年度)	71.3% (平成28年度)
	殴るふりをしておどす	55.7% (平成23年度)		62.0% (平成28年度)
	いやがっているのに性的な行為を強要する	73.3% (平成23年度)		77.5% (平成28年度)
DV防止法の概要を知っている市民の割合		18.0% (平成23年度)	増加させる (平成29年度)	16.2% (平成28年度)
DV相談窓口の認知度		—	50.0% (平成29年度)	38.5% (平成28年度)

(3) 今後の課題

- ・DV相談窓口の認知度が目標に達していない理由の一つとして、相談窓口PRカードを公共施設だけに設置していることが考えられます。今後は、商業施設や病院など人が多く集まる施設にも設置を広げていく必要があります。

重点目標4 男女共同参画意識の一層の浸透

(1) 主な取組

- ・男女共同参画講座、男女共同参画センターフェスティバル、人権学習講座等の開催
- ・市報、ウェブサイト、テレビ・ラジオ番組等の媒体を通じた広報・啓発の実施
- ・小中学生向け啓発リーフレットを活用した授業の実施
- ・第23回男女共同参画全国都市会議inやまぐちの開催（平成26年11月）

(2) 関連指標

項 目	当初（値）	目標（値）	現状（値）
固定的性別役割分担意識「男は仕事、女は家庭」という考え方	賛成＜反対 （平成23年度）	賛成＜反対 （平成29年度）	賛成＜反対 （平成28年度）
男女共同参画が実現されていると思う市民の割合	59.9% （平成23年度）	65.0% （平成29年度）	56.4% （平成28年度）
山口市男女共同参画センターの認知度	24.2% （平成23年度）	50.0% （平成29年度）	25.1% （平成28年度）

(3) 今後の課題

- ・市民意識調査では、「男は仕事、女は家庭」という考え方に、「賛成」が15.4%あり、「どちらともいえない」が38.9%となっています。また、男女の地位の平等感については、あらゆる分野において、男性の方が優遇されているという結果となっており、引き続き、啓発を行う必要があります。
- ・山口市男女共同参画センターの認知度が横ばいとなっている理由の一つとして、男女共同参画講座等を山口市男女共同参画センターで集中的に開催していることが考えられます。今後は地域に出向いて講座等を開催するなど認知度を高めていく必要があります。

2 指標の達成状況

「山口市男女共同参画基本計画 後期行動計画」（平成25～29年度）における指標（21項目）の達成状況は以下のとおりとなっています。目標を達成・改善した指標は17項目となっていますが、審議会等委員に占める女性の割合や意識啓発等について、なお一層の取組が必要です。

（平成29年4月1日時点）

- ・達成 9項目 （通常保育定員数、自主防災組織率 等）
- ・改善 8項目 （消防団員に占める女性の割合 等）
- ・後退 3項目 （審議会等委員に占める女性の割合 等）
- ・未達成 1項目 （DV相談窓口の認知度）

（○達成 ↑改善 ↓後退 ×未達成）

項 目		当初（値）	目標（値）	現状（値）	動向
固定的性別役割分担意識「男は仕事、女は家庭」という考え方		賛成＜反対 （平成23年度）	賛成＜反対 （平成29年度）	賛成＜反対 （平成28年度）	○
「おやじの会」活動団体数		30団体 （平成24年度）	増加させる （平成29年度）	31団体 （平成28年度）	○
ドメスティック・バイオレンスにあたると思う人の割合	平手で打つ	68.8% （平成23年度）	100% （平成29年度）	71.3% （平成28年度）	↑
	殴るふりをして おどす	55.7% （平成23年度）		62.0% （平成28年度）	↑
	いやがっている のに性的な行為 を強要する	73.3% （平成23年度）		77.5% （平成28年度）	↑
DV防止法の概要を知っている市民の割合		18.0% （平成23年度）	増加させる （平成29年度）	16.2% （平成28年度）	↓
DV相談窓口の認知度		—	50.0% （平成29年度）	38.5% （平成28年度）	×
男女共同参画が実現されていると思う市民の割合		59.9% （平成23年度）	65.0% （平成29年度）	56.4% （平成28年度）	↓
審議会等委員に占める女性の割合		27.3% （平成23年度）	35.0% （平成29年度）	23.9% （平成28年度）	↓
女性委員のいない審議会等の割合		25.3% （平成23年度）	0% （平成29年度）	21.1% （平成28年度）	↑

項 目	当初（値）	目標（値）	現状（値）	動向
市の管理職に占める女性職員の割合（一般行政職）	5.8% （平成24年度）	10.0% （平成29年度）	6.4% （平成29年度）	↑
農業協同組合正組合員に占める女性の割合	27.9% （平成22年度）	33.0% （平成27年度）	30.4% （平成28年度）	↑
農業委員に占める女性数（割合）	4人（8.2%） （平成22年度）	6人（12.0%） （平成27年度）	6人（12.8%） （平成28年度）	○
地域型つどいの広場設置数	7か所 （平成24年度）	8か所 （平成29年度）	8か所 （平成28年度）	○
自主防災組織率	10.3% （平成23年度）	30.0% （平成29年度）	46.8% （平成28年度）	○
消防団員に占める女性の割合	2.7% （平成23年度）	6.0% （平成29年度）	4.7% （平成28年度）	↑
ポジティブ・アクションに取り組む事業所の割合	20.5% （平成23年度）	30.0% （平成29年度）	31.0% （平成28年度）	○
通常保育定員数	2,840人 （平成24年度）	3,100人 （平成29年度）	3,577人 （平成29年度）	○
延長保育実施保育所数	25か所 （平成24年度）	28か所 （平成29年度）	36か所 （平成29年度）	○
放課後児童クラブ実施学級数	40学級 （平成24年度）	44学級 （平成29年度）	47学級 （平成29年度）	○
山口市男女共同参画センターの認知度	24.2% （平成23年度）	50.0% （平成29年度）	25.1% （平成28年度）	↑

第4章 基本的な考え方

1 山口市が目指す男女共同参画社会

基本目標1 人権の尊重にもとづく男女共同参画推進のための意識づくり

性別に基づく固定的な役割分担意識や性差に関する偏見の解消、人権尊重を基盤とした男女平等観の形成に向けた取組を進め、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮し、自らの意思で多様な生き方が選択できる社会の実現を目指します。

基本目標2 男女がいきいきと働き続けられる環境づくり

長時間労働の削減等の働き方の見直しや男性の意識改革、子育て・介護支援の充実などにより、男女が互いに責任を分かち合いながら、家事・子育て・介護等に参画し、職業生活その他の社会生活と家庭生活との調和が図られた、男女が共に暮らしやすい社会の実現を目指します。

また、雇用の分野における男女の均等な機会と待遇が確保されるとともに、働きやすい職場環境がつくられ、働きたい人が性別に関わりなく、その能力を十分に発揮できる社会の実現を目指します。

基本目標3 あらゆる分野での男女共同参画の実現

市の政策・方針決定過程や企業・団体、地域社会、農山漁村、防災など社会のあらゆる分野の意思決定過程に男女が共に参画できる環境整備を進め、多様な価値観・視点や新しい発想などが取り入れられ、様々な人の立場を考慮した政策等が実現することを目指します。

基本目標4 健康で安全・安心な暮らしづくり

配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）や性犯罪、セクシュアル・ハラスメントなど男女間の暴力が根絶されるとともに、男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い安全で健康な生活を営むことができ、性的指向・性自認を理由とした偏見・差別やひとり親家庭等、様々な困難を抱える男女が安心して暮らせる社会の実現を目指します。

2 計画体系の見直し

本基本計画では、山口市男女共同参画推進条例の基本理念の下、国の「第4次男女共同参画基本計画」や「第4次山口県男女共同参画基本計画」、「女性活躍推進法」、「第二次山口市総合計画」等を踏まえ、新たな課題に対応し、男女共同参画の取組をわかりやすく示すために、4つの「基本目標」及び重点目標となる9つの「施策の方向性」、25の「基本的施策」へ計画体系を見直します。

3 計画体系図

男女共同参画社会の実現

認めあい 支えあい ^{ひら}ともに夢拓くまち やまぐち

基本目標

施策の方向性（重点目標）

基本的施策

1 人権の尊重にもとづく男女共同参画推進のための意識づくり

(1) 男女共同参画推進体制の充実

→P26

- ① 市民意識醸成のための広報・啓発の推進
- ② 市民参画の促進
- ③ 男女共同参画センターゆめぼらにおける取組の推進

(2) 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

→P30

- ① 家庭教育における男女共同参画意識の醸成
- ② 学校教育における男女平等教育の推進
- ③ 生涯にわたる男女共同参画学習の推進

2 男女がいきいきと働き続けられる環境づくり

(3) 仕事と生活の調和の推進

→P34

- ① ワーク・ライフ・バランスの推進【※】
- ② 男性の家事・子育て・介護・地域等への参画の促進【※】
- ③ 子育て・介護支援の充実【※】

(4) 働く場における男女共同参画の促進

→P38

- ① 男女の均等な機会と待遇の確保【※】
- ② 女性活躍の支援【※】
- ③ 女性の就業・起業の支援【※】

3 あらゆる分野での男女共同参画の実現

(5) 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

→P42

- ① 市の政策・方針決定過程への女性の参画の推進【※】
- ② 企業・団体・農林水産業における方針決定過程への女性の参画の促進【※】
- ③ 女性のエンパワーメント支援とリーダーの育成

(6) 地域社会における男女共同参画の促進

→P44

- ① 地域活動・市民活動における男女共同参画の促進
- ② 防災における男女共同参画の推進

(7) 男女間のあらゆる暴力の根絶

→P48

- ① 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援【山口市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画】
- ② セクシュアル・ハラスメント及び性犯罪の防止、被害者の支援

4 健康で安全・安心な暮らしづくり

(8) 生涯にわたる男女の健康の支援

→P54

- ① ライフステージに応じた健康づくりの推進
- ② リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する意識の浸透
- ③ 妊娠・出産に関する支援
- ④ 適切な性教育の推進

(9) 困難を抱える男女の支援

→P57

- ① ひとり親家庭等に対する支援
- ② 性の多様性に関する理解の促進

【※】は山口市女性活躍推進計画

4 計画の推進

(1) 推進体制

① 山口市男女共同参画推進本部

男女共同参画社会の実現に向けて、あらゆる分野にわたり、市全体での男女共同参画の取組が必要であることから、副市長を本部長として各部局長等で構成する庁内組織の「山口市男女共同参画推進本部」において、庁内の連携強化を図り、男女共同参画推進施策を総合的かつ効果的に実施します。

② 山口市男女共同参画推進審議会

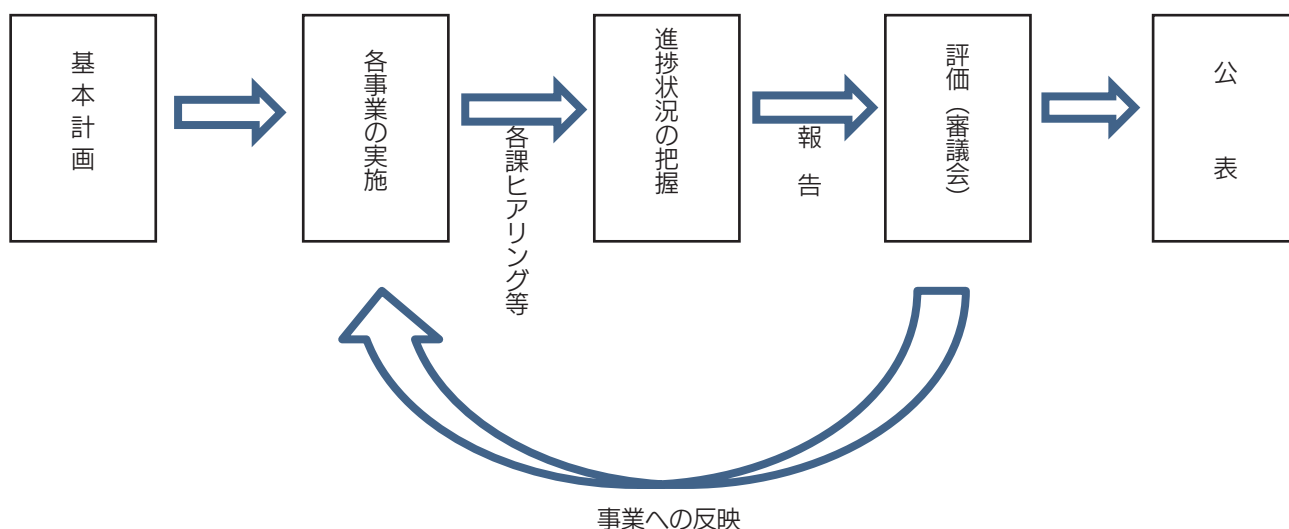
山口市男女共同参画推進条例の規定に基づき、市長の附属機関として設置している「山口市男女共同参画推進審議会」は、市民や学識経験者、関係団体の代表などで構成しており、市長の諮問に応じ、基本計画の策定や市民等からの申し出のあった苦情等に係る措置に関して調査審議するとともに、必要と認められる事項について市長に意見を述べます。

(2) 進行管理

本計画に基づいて実施される様々な男女共同参画推進の取組について、進捗状況を把握するため、各課へのヒアリングや市民意識調査、事業所調査などを実施します。

さらに、男女共同参画推進施策の実施状況を審議会に報告し、意見及び評価を受けて基本計画の進行管理を行います。

また、条例の規定に基づき、毎年、実施状況の報告書をまとめ、市民に公表します。



第5章 計画の内容

基本目標 1 人権の尊重にもとづく男女共同参画推進のための意識づくり

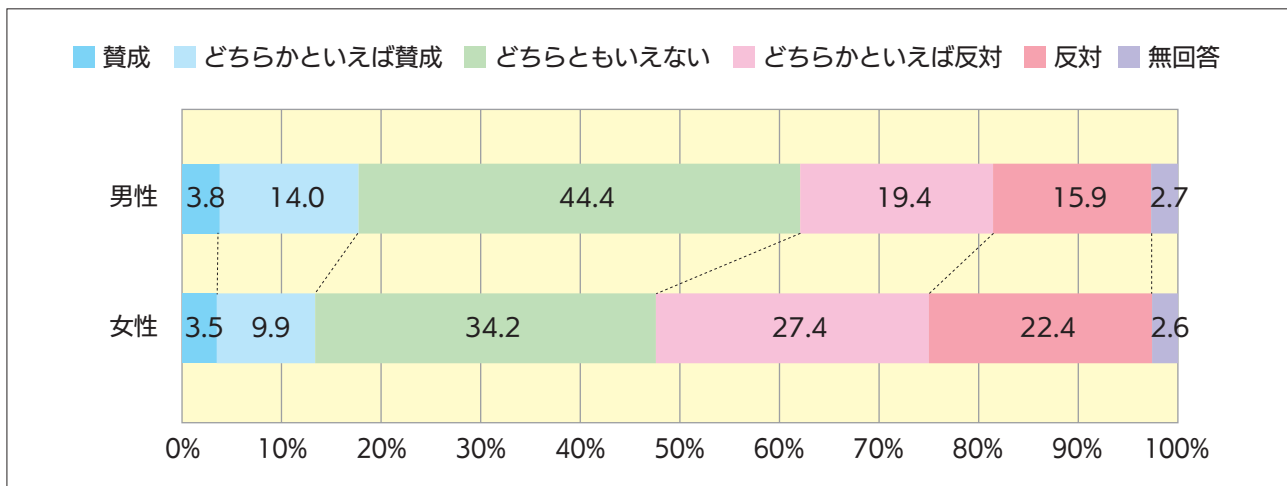
目指す姿

性別に基づく固定的な役割分担意識や性差に関する偏見の解消、人権尊重を基盤とした男女平等観の形成に向けた取組を進め、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮し、自らの意思で多様な生き方が選択できる社会の実現を目指します。

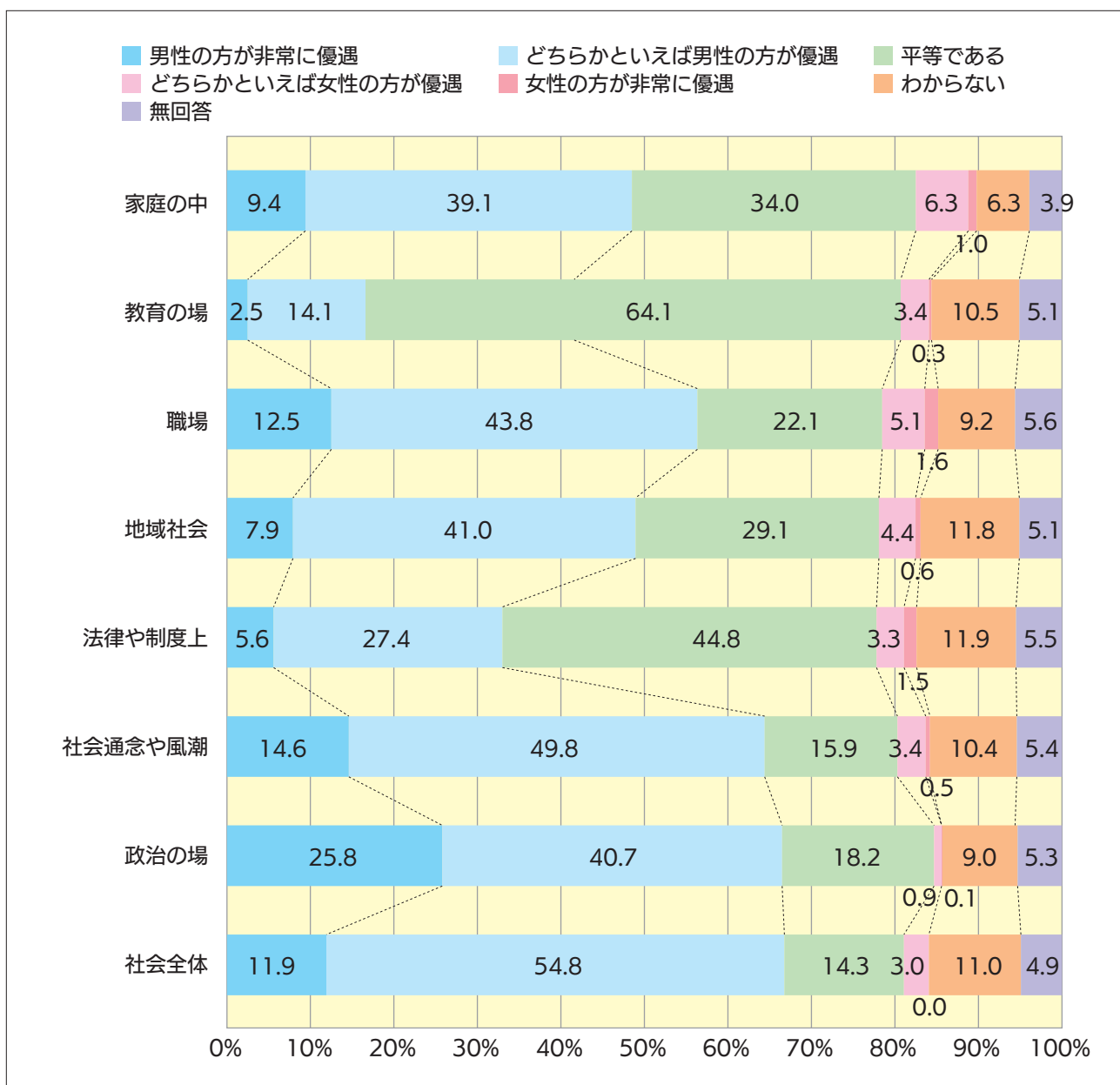
現状と課題

- 人々の意識の中に形成された性別に基づく固定的な役割分担意識や性差に関する偏見などは男女共同参画社会を実現していく上で大きな課題です。
こうした意識や偏見は未だ根強く残り、これに基づく社会制度や慣行などが、男女の多様な生き方の選択や能力の発揮を阻害する要因になっています。
平成28年度の市民意識調査によると、男女の地位の平等感についての質問に対して、5年前の調査と比べて意識の改善は見られるものの、依然として、様々な分野において、男性の方が優遇されていると思う人の割合が高くなっています。
男女共同参画社会の実現のためには、固定的性別役割分担意識を助長したり、性別による機会の不平等をもたらす社会制度や慣行を見直していくとともに、職場、家庭、地域、学校などあらゆる場面において、男女共同参画に関する認識や意義の理解を深め、定着させるための広報・啓発や教育を継続的に実施していく必要があります。
- 子どもを対象とした学校教育や家庭教育における男女共同参画推進の取組は、子どもの将来を見据えた自己形成や社会全体における男女共同参画の推進につながるものであることから、引き続き積極的に取り組んでいく必要があります。
- 男女共同参画は、国際社会における様々な取組と密接に関係しており、その推進にあたっては国際社会の動向を勘案する必要があります。特に、日本は、ジェンダーギャップ指数などの国際比較において女性の地位が低い状況にあることから、国際社会の動向の把握や様々な文化を持つ世界の人々との交流を通じて、相互理解が図られるような取組が必要です。
- 平成21年4月に、男女共同参画の推進拠点となる山口市男女共同参画センター（愛称：ゆめぼら）を設置し、学習機会の提供や意識啓発事業、市民や市民活動団体の活動の支援、DVなどの相談を実施していますが、市民意識調査によると認知度が25%程度と低いことから、一層の周知を図り、利用を促進する必要があります。

「男は仕事、女は家庭」という考え方について



男女の地位の平等について



(平成28年度 市民意識調査)

基本的施策① 市民意識醸成のための広報・啓発の推進

市民一人ひとりが男女共同参画に関する認識やその意義について理解を深め、あらゆる場面における男女共同参画の積極的な実践や女性の活躍を阻害している社会制度や慣行の見直しにつながるよう、幅広い層に対して、親しみやすくわかりやすい広報・啓発を推進します。

また、市職員に対する研修の実施や男女共同参画に関する国際理解を深めるための取組を行うとともに、市民意識調査や調査研究事業、講師派遣事業などを実施し、男女共同参画に関する市民意識の醸成を図ります。

具体的施策	事業内容	担当課
広報・啓発の推進	●男女共同参画に関する情報について、市報、ウェブサイト、テレビ・ラジオ番組、男女共同参画情報誌などの様々な広報媒体や市民との協働により、広く情報提供・啓発を行います。 ●男女共同参画に関する講座や人権学習講座、男女共同参画センターフェスティバルなどの講座・講演会等を開催し、男女共同参画意識の醸成や男女共同参画を推進する人材の育成を図ります。	人権推進課
固定的性別役割分担意識の解消	市民意識調査を定期的を実施し、固定的性別役割分担意識等の状況把握に努めるとともに、講座の開催や情報誌の発行などにより意識啓発を行います。	人権推進課
調査研究の実施	男女共同参画に関する課題についての調査研究を実施し、分析結果等を市民に公表するとともに、啓発活動や施策への展開に生かします。	人権推進課
国際理解の推進	姉妹友好都市との市民交流事業や青少年の海外派遣事業などにより、国際理解を深める機会を提供します。	国際交流課
	諸外国の男女共同参画の状況等をテーマとした講座の開催や情報提供を行います。	人権推進課

具体的施策	事業内容	担当課
メディア・リテラシーに関する啓発	メディアを通じて流れる様々な情報を主体的に収集、判断する能力や適切に発信する能力を身につけるため、男女共同参画の視点でのメディア・リテラシーの向上について啓発を行います。	人権推進課
人権を尊重した表現の推進	市の広報・刊行物やウェブサイトにおいて、人権を尊重した表現を推進します。	広報広聴課 関係課
市職員の意識啓発	人権の尊重や男女共同参画に関する研修等を実施し、職員の意識啓発を図ります。	人権推進課 職員課
男女共同参画に関する講師の派遣	企業・団体、地域などの研修会や学校の授業などに講師を派遣し、男女共同参画に関する意識の醸成を図ります。	人権推進課 協働推進課 学校教育課 社会教育課

ジェンダー・ギャップ指数 (Gender Gap Index)

世界経済フォーラムが、各国内の男女間の格差を数値化しランク付けしたもので、経済分野、教育分野、政治分野及び保健分野のデータから算出され、性別による格差を明らかにできます。

日本は、寿命や妊産婦死亡率といった健康分野や教育等、人間開発の達成度では、実績を上げていますが、政治・経済活動や意思決定に参加する機会においては、諸外国と比べて男女間の格差が大きいと考えられます。

2017年（平成29年）の日本の順位は、測定可能な144か国中114位となっています。

基本的施策② 市民参画の促進

男女共同参画の意識が広く市民に浸透するよう、市民や市民活動団体の主体的な活動を支援し、個人、企業、団体のネットワークの強化を図るとともに、市民の多様化するニーズや地域課題に対応するため、市民活動団体等との情報交換や事業連携を推進します。また、大学との連携により、身近な課題をテーマに、若い世代を対象とした啓発を実施します。

具体的施策	事業内容	担当課
市民活動団体との連携の推進	男女共同参画推進に取り組む団体との情報交換や事業の共催等による連携を進め、各団体が有する知識・経験や専門性を生かし、市民ニーズに対応した男女共同参画の取組を進めます。	人権推進課
市民活動団体等の活動の支援	市民や市民活動団体の活動の場の提供や相互交流、ネットワークづくりを支援します。また、男女共同参画を推進する団体が行う意識啓発や資質向上を図るための事業に支援を行います。	人権推進課
大学との連携	若い世代を対象とした男女共同参画に関する講座等を市内の大学と連携しながら実施します。	人権推進課

基本的施策③ 男女共同参画センターゆめぽぽらにおける取組の推進

男女共同参画の推進拠点である男女共同参画センター（愛称：ゆめぽぽら）を中心として、男女共同参画に関する研修・講座等の学習機会の提供や講演会等による啓発、情報の収集・提供、市民や市民活動団体の主体的活動の場の提供や相互交流の促進、相談事業、調査研究、人材育成など、男女共同参画推進の取組を進めます。

また、全国の男女共同参画センターとの交流や連携により、先進的な取組事例の共有を図ります。

具体的施策	事業内容	担当課
男女共同参画センターにおける取組の推進	●様々な講座・講演会を実施し、広く市民が男女共同参画の必要性を共感できるよう意識啓発や学習機会の充実を図ります。 ●男女共同参画推進に取り組む市民・団体等の活動や交流、ネットワークづくりを支援します。 ●男女共同参画情報誌を発行し、広く市民に意識啓発を行います。 ●図書やDVD、各種資料などの充実を図り、貸出しを行います。 ●センターフェスティバルの開催や様々な広報媒体を活用して、センターの周知を図ります。 ●男女共同参画の課題について調査研究を実施し、分析結果等を市民に公表するとともに、施策への反映を行います。 ●全国の男女共同参画センターと交流・連携し、先進的な取組事例の共有を図ります。 ●男女共同参画に関することやDV（配偶者等からの暴力）等についての相談に対応します。 ●あらゆる分野における女性リーダーの育成等を行うとともに、育成した人材のネットワーク化に取り組みます。	人権推進課

用語説明

ゆめぽぽら

「ぽぽら」はイタリア語で市民という意味を持つ「ポポラーレ」が由来。
市民の多くの夢が生まれる素晴らしい空間になるようにとの願いがこめられています。

基本的施策① 家庭教育における男女共同参画意識の醸成

男女平等意識が浸透した社会の実現を目指すため、子どもにとってすべての教育の出発点である家庭教育に関する学習機会の充実や情報提供、相談事業などを実施することにより、家庭の教育力を高め、男女共同参画意識の醸成を図ります。

具体的施策	事業内容	担当課
家庭教育講座等の開催	保護者または親子を対象に、家庭教育講座や就学時健診の機会を利用して講座を開催します。また、「家庭教育だより」を発行し啓発を行います。	社会教育課
家庭教育訪問支援事業の実施	「家庭教育支援員」を派遣し、子育てやしつけ、学校生活などの悩みや不安についての相談対応や情報提供を行います。	社会教育課

基本的施策② 学校教育における男女平等教育の推進

学校教育において、個人の尊厳や男女平等に関する教育を推進するとともに、子どもたちが、性別にとらわれることなく、自分の生き方や能力、適性を考え、主体的に進路を選択できるよう、キャリア教育の推進や適切な進路指導を行います。

具体的施策	事業内容	担当課
男女平等教育の推進	児童生徒の発達段階に応じ、学校の教育活動全体を通して、人権の尊重や男女平等、男女の相互理解と協力の重要性、家庭生活の大切さについて指導を行います。	学校教育課
進路指導の充実	児童生徒の発達段階に応じたキャリア教育を実施するとともに、性別にとらわれることなく、その個性と能力に基づき主体的に進路を選択する能力や態度を身につけるよう、適切な指導を行います。	学校教育課

具体的施策	事業内容	担当課
啓発リーフレットの活用	小中学生を対象とした男女平等意識を育むためのリーフレットを作成し、授業で活用するなど児童生徒の指導に役立てます。	学校教育課 人権推進課
幼児期からの教育の充実	他者への思いやりの気持ちを育て、社会性や道徳性の芽生えを促すため、幼稚園や保育所における教育の充実を図ります。	保育幼稚園課
教職員や保育士に対する研修の充実	子どもたちに男女共同参画意識を高める指導が行えるよう、教職員や保育士に対する研修の充実を図ります。	学校教育課 保育幼稚園課 子育て保健課

基本的施策③ 生涯にわたる男女共同参画学習の推進

生涯にわたって幅広い世代の市民に男女共同参画の理解が進むよう、各種講座や出前講座など学習機会の充実を図ります。

具体的施策	事業内容	担当課
男女共同参画の視点に立った生涯学習の推進	地域交流センターにおいて、男女共同参画や親子の体験等をテーマとした講座を開催します。講座の開催にあたっては時間設定や託児など、誰もが参加しやすい環境の整備に努めます。	社会教育課 人権推進課
	生涯学習に関する情報について地域交流センターだより等の広報媒体を活用し情報提供を行います。また、あらゆる生涯学習に関する情報を収集・集約し、情報提供できる仕組みについて検討します。	社会教育課
	地域の市民活動団体が企画・運営する男女共同参画啓発事業を支援します。また、男女共同参画に関する出前講座を実施します。	人権推進課

基本目標 2 男女がいいきと働き続けられる環境づくり

目指す姿

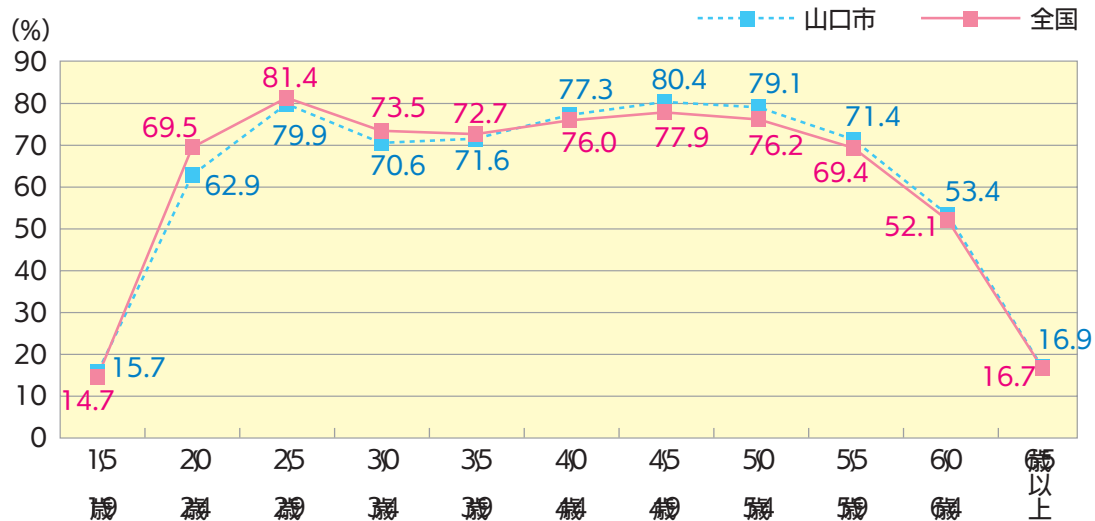
長時間労働の削減等の働き方の見直しや男性の意識改革、子育て・介護支援の充実などにより、男女が互いに責任を分かち合いながら、家事・子育て・介護等に参画し、職業生活その他の社会生活と家庭生活との調和が図られた、男女が共に暮らしやすい社会の実現を目指します。

また、雇用の分野における男女の均等な機会と待遇が確保されるとともに、働きやすい職場環境がつけられ、働きたい人が性別に関わりなく、その能力を十分に発揮できる社会の実現を目指します。

現状と課題

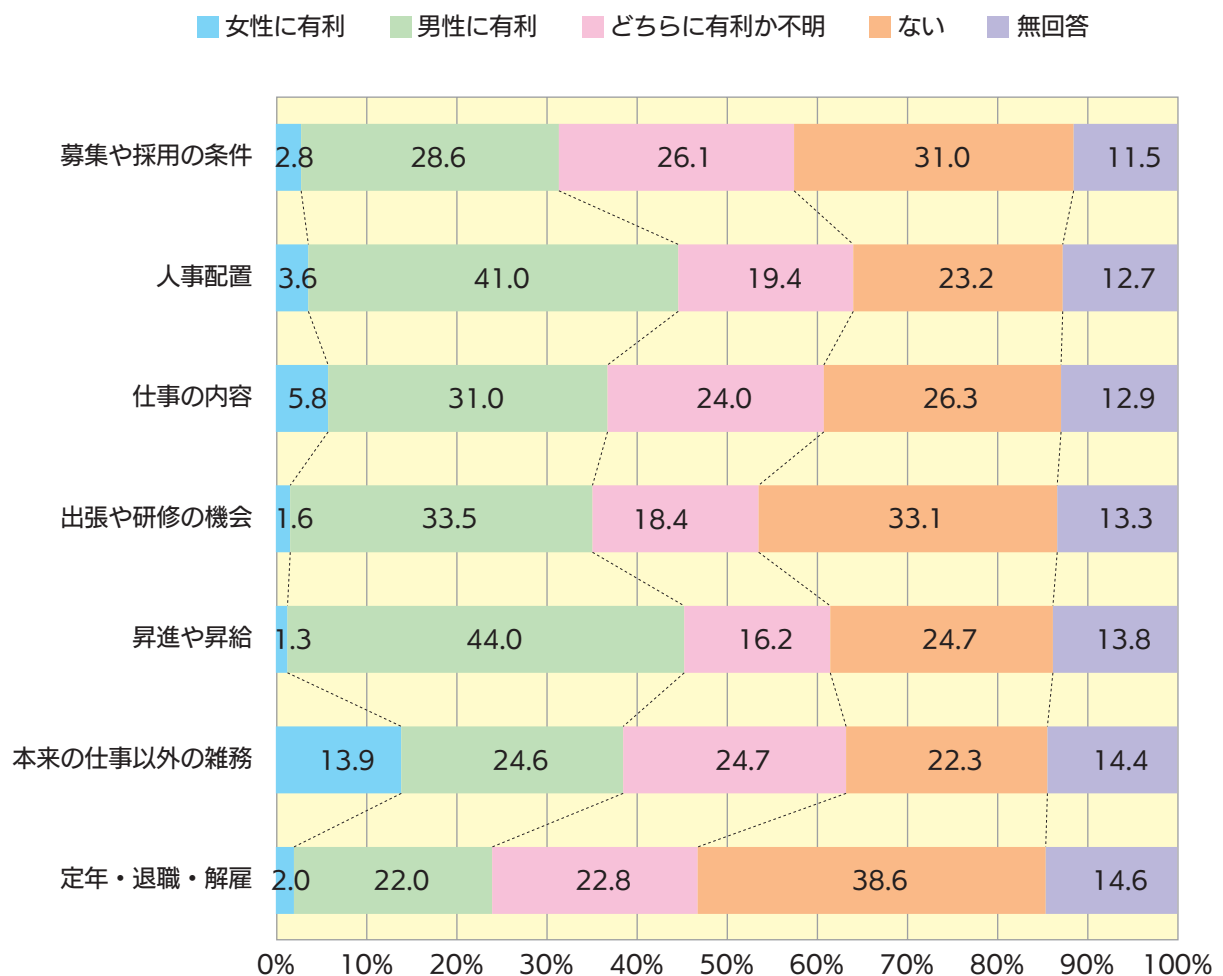
- 我が国の男女の長時間労働の状況を見ると、週間就業時間が60時間以上の雇用者の割合は、子育て期と重なる30歳代・40歳代の男性が、他の年代と比べて高くなっており、働き盛りの男性の多くは仕事中心の生活で、家事・子育て等に関わる時間が短く、育児休業の取得率も極めて低くなっています。その一方で、家事・子育て等の女性側の負担が大きくなることなどにより、第一子出産前後の女性の約5割が離職しています。また、女性の就業希望者274万人のうち、現在求職していない理由で最も多いのは「出産や子育てのため」で33.0%に上っています。山口県の子育て期の女性の就業率は近年上昇していますが、本市における女性の年齢階級別労働力率(右ページ上図)は未だ30歳代を底とするM字カーブを描いています。長時間労働の削減等の働き方の見直しや固定的性別役割分担意識の解消、男性の育児・介護休業等の取得促進による子育て・介護・家事など家庭生活への参画の促進により、女性の子育て・介護等の負担を軽減し、働きたい女性が、仕事と子育て・介護等の二者択一を迫られることなく働き続け、その能力を十分に発揮することが必要です。
- 就業は生活の経済的基盤で、自己実現にもつながるものであり、性別に関わりなく、個人の能力を十分に発揮できることが重要ですが、採用や登用、賃金、教育訓練の機会など、男女間の格差は依然として存在しており、ポジティブ・アクション(積極的改善措置)による職場における男女間格差の是正や女性の活躍を推進するための支援が必要となります。
- 職場における性別を理由とする差別的取扱いやセクシュアル・ハラスメント、妊娠・出産等を理由とする不利益な取扱いや嫌がらせなどの、いわゆるマタニティ・ハラスメントなど、男性に比べて困難な状態に陥りやすい状況の改善が必要です。
- 多様な生き方や働き方があることを前提として、職業生活において、各人が能力を十分に発揮できるよう、テレワークなどの柔軟な働き方の普及や子育て・介護等により離職した女性の再就職、起業の支援を推進する必要があります。

女性の年齢階級別労働力率



(平成27年 国勢調査)

職場における男女格差



(平成28年度 市民意識調査)

基本的施策① ワーク・ライフ・バランスの推進

企業や市民に対して、職業生活と家庭生活を両立させるワーク・ライフ・バランスについての意識啓発を行うとともに、国・県と連携して、男性の育児・介護休業等の取得促進や長時間労働の削減、多様で柔軟な働き方等の普及啓発を行います。

また、職場でともに働く従業員や部下の子育て・介護・地域活動への参加に理解のある経営者や上司である「イクボス」について普及を図ります。

具体的施策	事業内容	担当課
ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた意識啓発	●企業への研修会や広報等を通じて、長時間労働など働き方の見直しやテレワーク等の多様で柔軟な働き方に関する普及啓発を行います。 ●ワーク・ライフ・バランスをテーマとした講座等を開催します。	ふるさと産業振興課 人権推進課
	市職員のワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を推進します。	職 員 課
育児・介護休業制度等に関する広報・啓発の推進	国・県と連携して、育児・介護休業法や労働基準法等に関する広報・啓発に努めます。	ふるさと産業振興課 人権推進課
	市職員が育児・介護休業等を取得しやすい環境整備に努めます。	職 員 課
イクボスの普及啓発	部下や同僚等の子育てや介護、ワーク・ライフ・バランス等に配慮、理解のある上司である「イクボス」を職場で推進するとともに、その考え方について企業への研修会や広報を通じて普及啓発を図ります。	人権推進課 職 員 課 関 係 課

用語説明

イクボス

職場でともに働く部下・同僚等のワーク・ライフ・バランスを考え、その人のキャリアと人生を応援しながら、組織の業績についても結果を出しつつ、自らも仕事と私生活を楽しむことが出来る上司（経営者・管理職）のことです。

基本的施策② 男性の家事・子育て・介護・地域等への参画の促進

男性が、家事・子育て・介護等の家庭生活や地域活動に積極的に参画できるよう、職場優先の意識やライフスタイルの見直し、固定的性別役割分担意識の解消に向けた啓発活動や、子育て・介護を支援する講座の開催、情報の提供を行います。また、市においては、男性職員による積極的な子育てへの参加を促進します。

具体的施策	事業内容	担当課
男性の意識改革と家庭・地域への参画の促進	男性が家事や子育て、地域への参画等を自らのことと捉え、主体的な参画を促進するため、イクメンセミナーの開催や広報などを通じて、職場優先の意識やライフスタイルの見直し、固定的性別役割分担意識の解消に向けた啓発を行います。	人権推進課
子育てに関する情報提供の充実	「やまぐち子育て福祉総合センター」において、教育・保育、子育て支援などの情報提供を行います。また、子育てに関する情報を掲載した「山口市子育て支援情報ハンドブック」の発行や市ウェブサイトの「山口市子育て応援サイト」の運営を通じて、情報提供の充実を図ります。	こども未来課 子育て保健課
父親を対象とした子育て支援講座の実施	子育てへの参加意識の向上やその支援を目的として、各地域子育て支援拠点施設において、父親を対象とした子育て支援講座を開催します。また、事業所と連携して、職場の研修において子育て支援講座を実施します。	こども未来課
地域子育て支援拠点施設の充実	乳幼児とその父親・母親等が、地域の身近なところで集い、子育て親子の交流や子育てに関する相談、情報の提供などを行う「地域子育て支援拠点施設」の充実を図るとともに、イベント等への父親の参加を促進します。	こども未来課
男性の介護への参画の促進	介護に関する講座の実施や情報の提供により、男性の介護への参画を促進します。	高齢福祉課 人権推進課

具体的施策	事業内容	担当課
男性市職員の積極的な子育てへの参加	父親となる市の職員は、妻の出産予定日が分かった時点で「男性職員の育児参加計画書」を作成し、積極的に休暇等を取得するよう努めます。	職 員 課

基本的施策③ 子育て・介護支援の充実

男女がともに仕事と子育て・介護等を両立できるよう、多様なニーズに対応した保育サービスや介護サービスの充実を図り、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を推進します。

具体的施策	事業内容	担当課
保育サービスや放課後児童クラブの充実	●保育ニーズを踏まえ、保育所の増設や認定こども園、地域型保育事業、幼稚園預かり保育を進めることにより提供体制を確保し、待機児童を解消します。 ●就業形態や子どもの状況に応じた多様な保育サービスとして、延長保育や休日保育、一時保育、病時保育等の充実を図ります。 ●共働き家庭の増加等による放課後児童クラブのニーズを踏まえ、新設や老朽・狭小施設の建替等による定員の拡大を進め、待機児童を解消します。	保育幼稚園課 こども未来課
ファミリー・サポート・センターの充実	乳幼児や小学生等の保護者を会員として、児童の預かり等の支援を行います。また、担い手の育成や会員の増加、交流の促進を図るため、講習会や交流会、事例発表会等を実施し、内容の充実に努めます。	こども未来課
介護サービスの充実	介護ニーズを踏まえ、給付と負担のバランスを考慮しながら、家族の就労の継続や負担軽減に必要な介護サービスの充実を図ります。	介護保険課

具体的施策	事業内容	担当課
地域包括支援センターの運営	高齢者やその家族などの総合相談業務、高齢者の権利擁護、介護予防の支援など、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らせるよう、地域包括支援センターの運営を行います。	高齢福祉課
家族介護者の支援	認知症高齢者を支える家族等や高齢者を在宅で介護している家族等が交流を深め、介護に関する情報交換や研修を行う活動に補助を行うとともに、介護者の会等に参加し支援を行います。また、介護の負担を一人で抱え込みやすい男性介護者への支援を行います。	高齢福祉課

施策の方向性(4) 働く場における男女共同参画の促進

基本的施策① 男女の均等な機会と待遇の確保

男女の均等な機会と待遇が確保され、職場における各種ハラスメントの防止が図られるよう、国・県と連携して、男女雇用機会均等法等の関係法令の周知、普及啓発に努めます。

具体的施策	事業内容	担当課
関係法令の周知	男女雇用機会均等法や育児・介護休業法など労働関係法令が遵守されるよう、普及啓発に努めます。	ふるさと産業振興課
職場におけるハラスメントの防止	職場におけるセクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントやパタニティ・ハラスメント、パワー・ハラスメント等の防止について啓発を行います。	ふるさと産業振興課 人権推進課

基本的施策② 女性活躍の支援

働きたい女性が、能力を十分に発揮し、いきいきと働き続けることができるよう、企業に対する研修会等を通じて、女性活躍の必要性に関する意識啓発を行うとともに、広く女性の登用促進に関する機運の醸成を図ります。また、働く女性のキャリアアップのための研修やネットワークづくりなど、女性の活躍を支援します。

具体的施策	事業内容	担当課
企業への啓発	企業に対して、女性の活躍を推進するための研修会を開催し、女性の活躍が企業にもたらすメリットや好事例を共有し、女性活躍推進は経営戦略であるという理解の普及を図るとともに、女性の管理職等への登用促進に向けた社会機運の醸成を図ります。	人権推進課
	企業のポジティブ・アクション（積極的改善措置）の自主的な取組を促すため、国・県等と連携し、啓発資料を活用して啓発を行います。	ふるさと産業振興課

具体的施策	事業内容	担当課
建設工事の落札者決定における優遇措置	男女共同参画の推進度を、建設工事総合評価方式の評価項目とすることについて検討します。	契約監理課
働く女性のキャリアアップ支援	働く女性を対象として、能力向上やリーダー育成、ネットワークづくりを支援するためのセミナーを開催します。また、働く場で活躍する女性のロールモデルの情報発信など、女性活躍の推進を支援します。	人権推進課

基本的施策③ 女性の就業・起業の支援

働きたい女性が、ライフスタイルやライフステージに応じて多様で柔軟な働き方ができるよう情報提供に努めるとともに、子育てや介護など何らかの事情によって、いったん離職した女性が円滑に再就職できるよう、雇用に関する情報提供や講座の開催など就業に向けた支援を行います。また、女性の起業について、準備段階からフォローアップまでの支援体制の充実を図ります。

具体的施策	事業内容	担当課
多様で柔軟な働き方の普及啓発	国・県等と連携し、企業等に対して、ＩＣＴ（情報通信技術）を活用してオフィス以外の場所で勤務する就業形態（テレワーク）について普及啓発を行います。	ふるさと産業振興課
再就職の支援	ハローワークと連携し、雇用に関する情報提供や講座の開催などを通じて、女性の再就職を支援します。	ふるさと産業振興課
	女性の就業意識を啓発する講座の開催や情報の提供を行います。	人権推進課
起業の支援	山口市創業支援協議会の構成員である市・商工会議所・金融機関が連携して、起業に関する相談窓口の設置や融資制度、創業セミナー、起業後のフォローアップなど、総合的に起業を支援します。	ふるさと産業振興課

基本目標 3 あらゆる分野での男女共同参画の実現

目指す姿

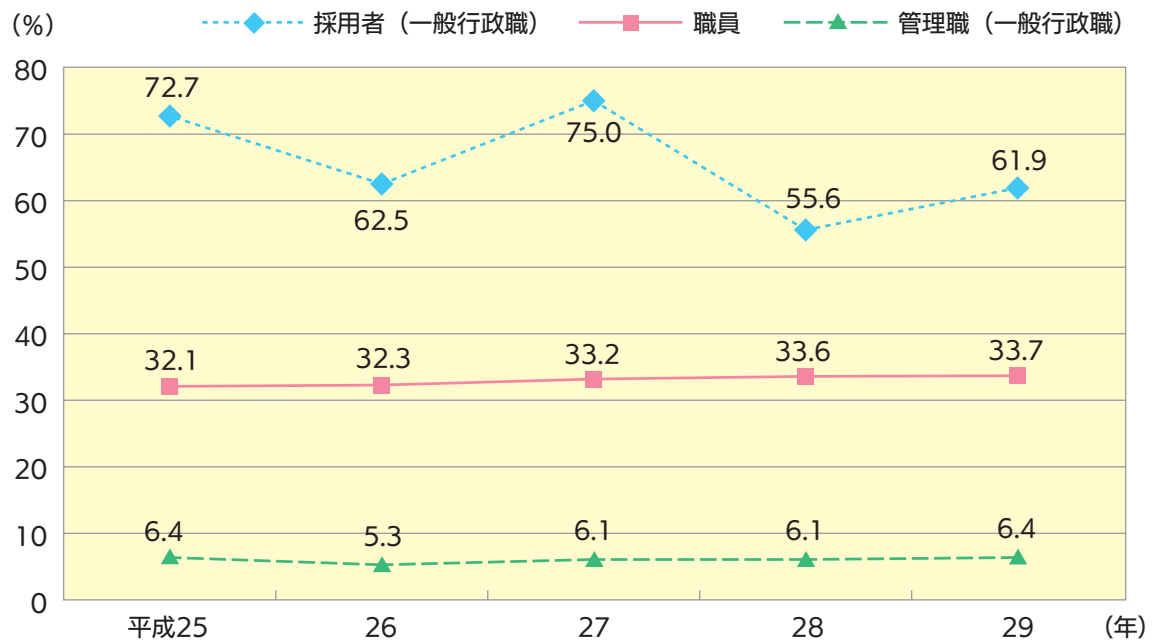
市の政策・方針決定過程や企業・団体、地域社会、農山漁村、防災など社会のあらゆる分野の意思決定過程に男女が共に参画できる環境整備を進め、多様な価値観・視点や新しい発想などが取り入れられ、様々な人の立場を考慮した政策等が実現することを目指します。

現状と課題

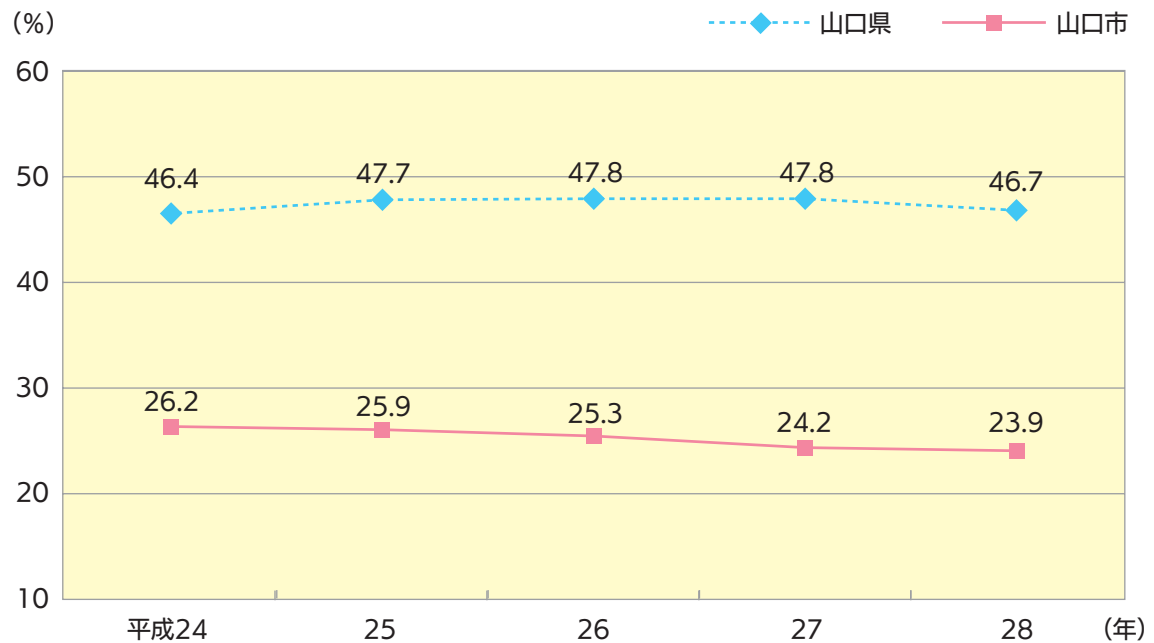
- 社会のあらゆる分野において、男女が対等な立場で、政策・方針決定過程に共に参画することは、男女共同参画社会の形成にとって大変重要です。
県内企業における役職者に占める女性の割合は、部長級8.8%、課長級11.6%と上位の役職ほど女性の割合が低くなっています（※）。また、山口市職員の役職者に占める女性の割合は、部長級3.7%、課長級9.1%であり、本市の審議会委員に占める女性の割合は23.9%となっており、女性の参画は十分に進んでいない状況です。
- 女性の意思決定過程への参画が進むことは、多様な価値観や発想を反映させることを可能にし、企業の経営発展や様々な団体等の発展につながるものです。女性が自らの能力を十分に発揮し、企画立案段階から政策・方針決定に関わり、その能力に応じて、意見を反映させることができる役職につくことが望まれます。
女性の参画を進めるために、行政が率先して女性職員の登用や職域拡大など、ポジティブ・アクション（積極的改善措置）を推進するとともに、企業・団体等に対しても積極的に働きかけを行い、意識改革を図っていく必要があります。また、女性が自ら意欲や能力を高めて社会で活躍できるよう、意識啓発や学習機会の提供なども必要です。
- 地域における高齢者福祉や子育て、防災・防犯活動、環境活動などの様々な活動の多くは、女性の力によって担われていますが、PTAや自治会における会長等の役職は男性が多数を占めており、本市の自治会長に占める女性の割合は6.9%と低い状況です。市民意識調査の結果においても、地域社会における男女の地位の平等感については、多くの男女が、男性の方が優遇されていると回答しています。
- 農山漁村において、女性は農業就業人口の約半数を占めていますが、農林水産業経営における女性の参画は十分でない状況です。主要な担い手である女性が役割に見合った適正な評価を受け、能力を十分に発揮できるよう、女性の経営等への参画が必要です。
- 防災分野では、東日本大震災等において、様々な意思決定過程への女性の参画が十分に確保されず、避難所運営等において男女のニーズの違いが十分に配慮されないなどの課題が生じたことから、防災・復興に係る意思決定の場に女性が参画するとともに、地域防災力の向上を図るため、防災の現場における女性の参画の拡大が必要です。

（※）出典：「平成28年度働き方改革推進実態調査（山口県）」

市職員における女性の割合の推移



審議会委員への女性の参画状況の推移



基本的施策① 市の政策・方針決定過程への女性の参画の推進

市の施策展開に多様なニーズや新たな発想を反映させ、様々な人の立場を考慮した政策等の実現を図るため、審議会等への女性の参画や市の女性職員の管理職への登用を推進します。

具体的施策	事業内容	担当課
審議会等への女性の参画の推進	審議会等の新設や委員改選にあたっての各課との事前協議、公募の拡大、山口県女性人材バンクの活用、様々な分野で活躍する女性の人材発掘などを通じて、女性の参画推進や女性のいない審議会等の解消に努めます。	人権推進課 関係課
市における男女共同参画の推進	●性別にかかわらず、優秀な人材の採用を行います。また、山口市特定事業主行動計画「女性職員の活躍推進に関するプラン」に基づき、女性職員の職域拡大や管理職への登用を推進します。 ●男性職員の育児休業等や妻の出産・育児に関する特別休暇等の取得を促進し、組織全体で継続的に女性の活躍を推進します。	職員課

基本的施策② 企業・団体・農林水産業における方針決定過程への女性の参画の促進

企業や団体において女性の方針決定過程への参画が進むよう、女性活躍の状況に関する調査や啓発を行うとともに、社会機運の醸成に努めます。

また、女性が就業人口の約半数を占め、家族単位で従事していることの多い農林水産業分野において、女性が役割に見合う適正な評価を受け、男女が対等なパートナーとして経営等に参画できるよう支援を行います。

具体的施策	事業内容	担当課
企業・団体における女性の参画の促進	企業等における女性活躍の状況を把握するための調査を行うとともに、研修会等の実施を通じて、女性活躍の推進に関する啓発を行います。	人権推進課

具体的施策	事業内容	担当課
農林水産業における女性の参画の促進	●農林団体や農業委員など、団体・組織等の方針決定の場合への女性の参画促進に向けた普及啓発を行います。 ●家族経営協定の締結や認定農業者等の共同申請を促進し、女性が対等なパートナーとして農業経営に参画できるよう支援を行います。 ●男女共同参画を進める大会や学習会への参加を支援し、情報交換や意識啓発を行います。	農林政策課 農業委員会事務局
	農林水産業の6次産業化の推進を通じて、農林水産業経営への女性の積極的な参画を図ります。	農林政策課 水産港湾課

基本的施策③ 女性のエンパワメント支援とリーダーの育成

女性が自らの意欲と能力を高め、社会のあらゆる分野に参画し、能力が発揮できる力をつけていくための学習機会の充実や女性リーダーの育成、ネットワークづくりを支援します。

用語
説明

エンパワメント

力をつけること。自ら主体的に行動することによって状況を変えていこうとする考え方。

具体的施策	事業内容	担当課
学習機会の充実	●社会のあらゆる分野への参画や男女共同参画を推進する人材を育成するために必要な知識・情報に関する学習機会を提供します。(山口市働く婦人の家におけるスキルアップ講座・男女共同参画講座・生涯学習公開講座・地域交流センターにおける講座・山口シティカレッジ・お気軽講座(市職員による出前講座)・男女共同参画に関する講師派遣事業等) ●学習機会への女性の参加を促進するため、講座・講演会開催時の託児の充実に努めます。	ふるさと産業振興課 社会教育課 人権推進課 関係課
	働く女性を対象として、能力の向上やリーダー育成、ネットワークづくりのための講座を開催します。	人権推進課

施策の方向性(6) 地域社会における男女共同参画の促進

基本的施策① 地域活動・市民活動における男女共同参画の促進

地域課題の解決や魅力ある地域づくりに男女共同参画の視点が反映されるよう、地域活動における男女共同参画の促進を図るとともに、自治会、地域づくり協議会、PTA等における方針決定過程への女性の参画を促進します。

また、市民活動に男女が積極的に関わることができるよう情報の提供や市民活動団体の支援を行うとともに、男女共同参画を推進する女性リーダー養成のための支援を行います。

具体的施策	事業内容	担当課
地域における女性の参画の促進	●男女共同参画講座等の地域での開催や情報誌による啓発・情報提供を行います。また、地域の男女共同参画を推進する団体が企画・運営する啓発事業の支援を行います。 ●地域やPTAの研修会などに講師を派遣し、男女共同参画に関する意識の醸成を図ります。	人権推進課
	地域の方針決定過程への女性の参画を図るため、様々な機会を通じて地域活動団体への協力要請や意識啓発を行います。	協働推進課 社会教育課 人権推進課
社会教育団体の活動の支援	男女が共に、地域活動や市民活動に主体的に関われるよう、子ども会や婦人会等の活動を支援します。	社会教育課
市民活動の普及啓発と団体の支援	●男女が共に市民活動に積極的に参加できるよう、市民活動支援センター「さぼらんて」を拠点として、ホームページの運営や広報誌の発行等、市民活動に関する情報の収集・提供を行い、普及啓発を行います。 ●市民活動団体の組織の強化を図り、活動の円滑化・活性化を支援するため、専門家と連携した訪問サポートや多様なセミナー、ワークショップなどを開催します。	協働推進課
地域活動・市民活動における女性リーダーの養成	男女共同参画を推進する団体等における女性リーダー養成のため、リーダー研修会等への参加を支援します。	人権推進課

基本的施策② 防災における男女共同参画の推進

地域防災力の向上を図るため、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策を推進するとともに、防災に関する政策・方針決定過程や防災の現場における女性の参画を促進します。

具体的施策	事業内容	担当課
政策・方針決定過程への女性の参画の促進	防災会議の委員に女性を登用し、地域防災計画及びその推進に女性の意見を反映させるよう努めます。	防災危機管理課
女性に配慮した防災対策の推進	女性や乳幼児などに配慮した避難所運営体制や災害用備蓄物資の整備を図ります。	防災危機管理課 関係課
自主防災組織の活動への女性の参画の促進	地域防災活動や避難活動に女性の視点を反映できるよう、自主防災組織が取り組む活動への女性の参画を促進します。	防災危機管理課
防災に関する講座等の実施	男女共同参画の視点に立った防災対策の必要性について、講座等により啓発を行います。	防災危機管理課 人権推進課
消防団への女性の参画の促進	消防団への女性の加入を促進し、育成を図ります。	警防課

基本目標 4 健康で安全・安心な暮らしづくり

目指す姿

配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）や性犯罪、セクシュアル・ハラスメントなど男女間の暴力が根絶されるとともに、男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い安全で健康な生活を営むことができ、性的指向・性自認を理由とした偏見・差別やひとり親家庭等、様々な困難を抱える男女が安心して暮らせる社会の実現を目指します。

現状と課題

- 配偶者等からの暴力（DV）や性犯罪、セクシュアル・ハラスメント等の女性に対する暴力は、重大な人権侵害であり、男女が互いの尊厳を重んじ対等な関係づくりを進める男女共同参画社会の形成を大きく阻害するものです。

女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて、暴力を許さない機運の醸成を図り、被害者が相談しやすい体制づくりを通じて、被害の潜在化を防止するとともに、関係部署や関係機関との連携の強化により、被害者の保護から自立支援に至る各段階にわたり、被害者の状況等に応じた切れ目のない支援が必要となります。

- 男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会を形成するにあたって非常に重要です。男女が互いの性差に応じた健康について理解を深めつつ、男女の健康を生涯にわたり包括的に支援していく必要があります。

心身の健康について正確な知識・情報を入手することは、男女が主体的に行動し、健康を享受していくためにとても重要なことです。特に、女性は妊娠・出産や女性特有の疾患を経験する可能性があるなど、生涯にわたって男女が異なる健康上の問題に直面することに留意する必要があります。「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）」の視点が重要です。また、女性が安心して子どもを産み育てることができる環境の整備・充実を図る必要があります。

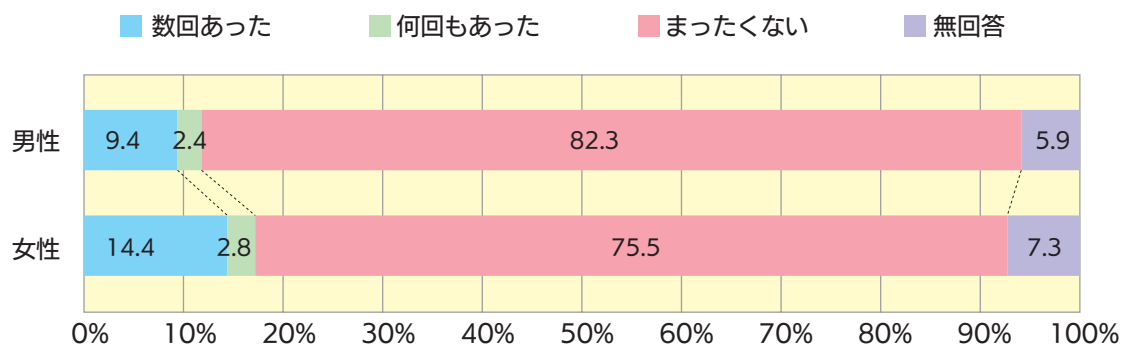
- 非正規雇用労働者やひとり親等、生活上の困難に陥りやすい女性等が増加している中、貧困等の防止や生活上の困難への対応が必要です。

ひとり親家庭では、仕事や子育て、家事等を一人で担っていく必要から、経済的、身体的、精神的な負担が大きいため、子どもの養育や経済的な問題を抱える世帯に対して、自立支援を行うとともに、貧困等の次世代への連鎖を断ち切るために、生活困窮世帯の子どもへの学習支援等が必要です。

- 性的指向や性自認を理由とした偏見や差別により困難な状況に置かれている人の人権が尊重され、幸せに暮らせる社会を実現するため、性の多様性に関する啓発や学校現場における児童生徒へのきめ細かな対応を行っていく必要があります。

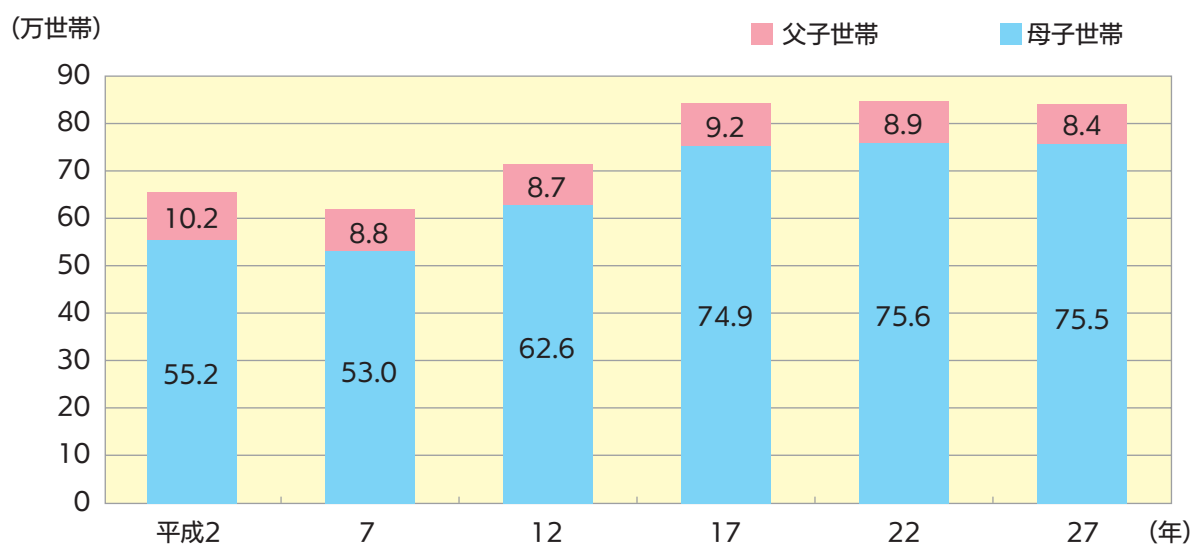
配偶者等からの被害経験

(殴ったり、蹴ったり、物を投げつけたりなど身体に対する暴行を受けた)



(平成28年度 市民意識調査)

母子世帯数・父子世帯数の推移 (全国)



(平成29年 男女共同参画白書)

基本的施策① 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援

配偶者等からの暴力（身体的、精神的、性的、経済的）の防止や被害者の早期発見・早期対応につながるよう、広報・啓発を行い、相談窓口の周知を図ります。

関係部署や関係機関等と緊密に連携して、相談対応、保護、自立支援まで被害者の状況に応じた切れ目のない支援を行います。

また、配偶者等からの暴力が、その子どもにも悪影響を及ぼすことがあることから、関係部署や関係機関等と連携して対応していきます。

具体的施策	事業内容	担当課
配偶者等からの暴力の防止に向けた広報・啓発の推進	●DVの防止を啓発する講座を開催するとともに、市報、ウェブサイト、テレビ・ラジオ番組、男女共同参画情報誌、啓発ポスターなど、様々な方法により広報・啓発を行います。 ●DV防止法の概要を広く周知します。 ●若年層における交際相手からの暴力（デートDV）の防止について、相談窓口PRカードの配布や広報・啓発を行います。 ●被害者を発見した場合の通報の必要性、通報先等についての広報・啓発を行います。	人権推進課
相談窓口の周知	●被害者の早期発見・早期対応につながるよう、様々な場所に相談窓口PRカード等を配置するとともに、県男女共同参画相談センター、警察等の関係機関と連携し、相談窓口の周知を図ります。 ●市の窓口など市民対応のあらゆる機会を通じて、被害者の早期発見に努め、適切な相談窓口につなげます。	人権推進課 関係課

具体的施策	事業内容	担当課
相談体制の充実	●庁内の関係部署や関係機関等との連携を強化し、ワンストップ・サービスによる相談対応に努めます。 ●男女共同参画センターゆめぽぽらに婦人相談員を配置し、相談対応や必要な情報提供を行います。また、婦人相談員に対する研修を実施し、対応力の向上を図ります。	人権推進課 関係課
被害者の安全確保	配偶者等からの暴力により危険が急迫している場合の安全確保のため、関係部署や関係機関等と連携して、県男女共同参画相談センターにおける迅速な一時保護につなげます。	人権推進課
	被害者に関する情報管理の徹底を図ります。	人権推進課 関係課
被害者の自立支援	●被害者やその子どもが安心して安全に生活できるよう、住居、就業、法律相談等の各種制度について、情報提供を行います。 ●市営住宅、児童福祉、高齢者福祉、障がい者福祉、保健活動、医療・保険、年金、住民基本台帳事務における閲覧制限、選挙人名簿抄本の閲覧における配慮、就学、生活保護等の制度を適切に活用して、被害者等の自立支援を行います。	人権推進課 地域福祉課 高齢福祉課 障がい福祉課 こども未来課 保育幼稚園課 子育て保健課 保険年金課 健康増進課 学校教育課 市民課 建築課 選挙管理委員会事務局 関係課

具体的施策	事業内容	担当課
関係部署、関係機関等との連携強化	●「DV対策庁内連絡会議」を開催し、関係部署や関係機関との情報交換や研修等を実施し、連携の強化を図ります。 ●民間支援団体との連携を図り被害者の支援を行います。	人権推進課 関係課
子どもの安全の確保	●「要保護児童対策地域協議会」を通じて、関係機関との連携を強化し、児童虐待の防止や早期発見、早期対応に努めます。 ●家庭児童相談担当や教育相談室、家庭教育支援ダイヤル等による相談・支援体制の充実を図ります。 ●虐待を受けたと思われる児童を発見した場合に速やかに通報を行うことや相談機関等の情報について、広く市民に周知します。 ●子育てに対する不安や孤立感を抱える家庭、虐待のおそれやそのリスクを抱える家庭に対して、子育て経験者等による子育て・家事などの援助や保健師等による養育に関する訪問指導・助言等を実施します。	子育て保健課 学校教育課 社会教育課 人権推進課 関係課

DV対策における庁内連携体制

分 野	内 容	関係部署
相 談 ・ 連 絡 調 整	- 被害者の相談窓口 - 関係機関との連絡調整	人 権 推 進 課 関 係 課
啓 発 活 動	予防に関する広報、啓発	人 権 推 進 課
早 期 発 見	日常業務における被害者の発見	健 康 増 進 課 (保健センター) 高 齢 福 祉 課 障 が い 福 祉 課 こども未来課 保育幼稚園課 子育て保健課 学 校 教 育 課 各総合支所地域振興課等 関 係 課
生 活 支 援	- 生活保護 - 高齢者、障がい者の支援 - 子どもの手当等 - 母子保護 - 福祉医療	地 域 福 祉 課 高 齢 福 祉 課 障 が い 福 祉 課 こども未来課 子育て保健課 保 険 年 金 課 関 係 課
保 健 ・ 医 療	- 予防接種 - 心身の健康に関すること	健 康 増 進 課 (保健センター)
年 金 ・ 保 険	- 国民健康保険 - 年金等にかかる事務 - 後期高齢者医療	保 険 年 金 課
子 ど も の 就 学 等	- 就学、転校等 - 保育所	学 校 教 育 課 保 育 幼 稚 園 課
公 営 住 宅	- 住宅確保に関する情報提供 - 公営住宅の目的外使用	建 築 課
住 民 票 の 閲 覧 制 限	住民基本台帳の閲覧等の制限	市 民 課
選挙事務における配慮	選挙人名簿抄本の閲覧における配慮	選挙管理委員会 事 務 局



山口市男女共同参画推進本部

本市における男女共同参画関連施策の総合的・効果的な企画及び推進を図ることを目的とする。

山口市DV対策庁内連絡会議

DV被害者支援に関わる関係部署の担当者が、DVに関する基本的知識と共通の認識を持ち、相互の連携を強化することにより、配偶者暴力対策の総合的な推進を図ることを目的とする。

基本的施策② セクシュアル・ハラスメント及び性犯罪の防止、被害者の支援

職場や学校等におけるセクシュアル・ハラスメントを防止するため、関係法令の周知・啓発や教育関係者への研修を実施します。

また、性犯罪を防止するための広報・啓発を行うとともに、関係機関と連携して性暴力被害者に対する支援を行います。

具体的施策	事業内容	担当課
セクシュアル・ハラスメントの防止に向けた啓発、相談体制の充実	●職場におけるセクシュアル・ハラスメントを防止するため、男女雇用機会均等法の周知を図ります。 ●あらゆる場面におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に向けた広報・啓発活動を行います。	ふるさと産業振興課 人権推進課 関係課
	教育関係者への研修等により服務規律の徹底を図るとともに、児童生徒や保護者が相談しやすい体制の充実に努めます。	学校教育課
性犯罪の防止及び被害者の支援	性犯罪の防止について啓発を実施します。また、県が設置する「やまぐち性暴力相談ダイヤルあさがお」について周知を図るとともに、県男女共同参画相談センターと連携して被害者の支援を行います。	人権推進課

やまぐち性暴力被害者支援システム「あさがお」(山口県)

相談専用電話 083-902-0889 (おはやく)

電話相談 24時間365日対応

支援内容

- 女性相談支援員による相談(電話・面接相談)
- 病院等への付き添い支援
- 医療支援、心理カウンセリング、法律相談の実施
- 証拠物の採取・保管

基本的施策① ライフステージに応じた健康づくりの推進

各ライフステージにおける身体や環境の変化などに応じて、一人ひとりが生涯にわたって主体的に健康づくりに取り組めるよう、健康相談や健康教育、健康診査などを実施するとともに、性差医療についての普及啓発や情報提供を行います。また、子どもに関しては、多くの生活習慣病に関わりのある食育の取組を進めるとともに、飲酒、喫煙、薬物乱用などの予防啓発に取り組めます。

具体的施策	事業内容	担当課
健康づくりの推進	●健康づくりや疾病予防についての正しい知識の普及を図るため、健康教育を実施します。 ●生活習慣病や介護予防のための運動・食生活、健診の結果で気になること、身体の悩みなどについて、健康相談を実施します。 ●がんの早期発見、早期治療につなげるため、各種がん検診を実施します。 ●18～39歳の主婦や職場等で健診を受ける機会のない市民を対象に集団健診を実施します。また、その結果に基づき個別相談を実施します。	健康増進課
性差医療の普及啓発	健康教育や健康相談などの保健活動を通じて、性差医療に関する情報提供・普及啓発に努めます。	健康増進課 子育て保健課
子どもの健康の管理・保持増進の推進	食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付け、生涯を通じた健康管理につながるよう学習機会の充実に努めます。また、飲酒、喫煙、薬物乱用などの予防啓発に取り組めます。	健康増進課 子育て保健課 学校教育課

基本的施策② リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する意識の浸透

女性の生涯を通じた健康を支援するため、リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する意識の浸透を図ります。

具体的施策	事業内容	担当課
リプロダクティブ・ヘルス／ライツの意識の浸透	市民一人ひとりが、リプロダクティブ・ヘルス／ライツについて正しく理解し、その重要性についての認識を深めるため、保健活動を通じて啓発を行います。	健康増進課 子育て保健課

リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）

リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）とは、平成6年（1994年）の国際人口／開発会議の「行動計画」及び平成7年（1995年）の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と（活動）過程の全ての側面において、単に疾病、障がいがないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされています。また、リプロダクティブ・ライツ（性と生殖に関する権利）は、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利」とされています。

基本的施策③ 妊娠・出産に関する支援

安心して妊娠・出産でき、子どもが健やかに育つよう、妊産婦に対する健康診査や育児不安の高い時期の相談体制など、妊娠から出産後までの一貫した保健サービスの充実を図ります。また、子どもを望む夫婦の不妊治療に対する支援を行います。

具体的施策	事業内容	担当課
妊娠・出産に関する支援	妊婦健康診査事業や妊婦等に対する保健指導、妊産婦歯科保健事業、「やまぐち母子健康サポートセンター」における相談体制の充実など、出産前から出産後までの一貫した支援を行います。	子育て保健課
不妊治療に対する支援	不妊治療を受けやすくするため、不妊治療費の助成を行います。	子育て保健課

基本的施策④ 適切な性教育の推進

児童生徒が命の大切さや男女の身体の違いなどを理解し、また、思春期の男女が、性についての正しい知識を持ち、適切な意志決定ができるよう、児童生徒の発達段階に応じた性教育を推進します。また、インターネットや携帯電話等による有害情報から児童生徒を守るための情報モラル教育を推進します。

具体的施策	事業内容	担当課
発達段階に応じた適切な性教育の推進	児童生徒の発達段階や受容能力に応じた適切な性教育を保護者や地域の理解を得ながら実施するとともに、性教育の内容や進め方に関する教職員研修の充実に努めます。	学校教育課
情報モラル教育の推進	インターネットや携帯電話等による有害情報から児童生徒を守るため、発達段階に応じた情報モラル教育を推進し、情報を主体的に収集・判断できる能力を高めます。	学校教育課 社会教育課

基本的施策① ひとり親家庭等に対する支援

子どもの養育や経済的な問題を抱えるひとり親家庭が、安心して生活できるよう、相談体制の充実や就業、経済的な支援など、世帯の実情に応じた自立支援を行うとともに、貧困の状況にある子どもが、貧困の次世代への連鎖に陥らないようにするため、生活や学習の支援等を行います。

具体的施策	事業内容	担当課
相談体制の充実	母子・父子自立支援員による、ひとり親家庭の日常生活全般にわたる相談対応や情報の提供を行います。	子育て保健課
就業の支援	ハローワーク等の関係機関と連携を図り、就業を支援するとともに、就業に有利な特定の資格を取得するため養成機関で修業する場合や就業を目的とした教育訓練講座を受講する場合に給付金を支給し、自立の促進を図ります。	子育て保健課
経済的な支援	児童扶養手当や医療費の自己負担分の助成、母子父子寡婦福祉資金の貸付など経済的な支援を行います。	こども未来課 子育て保健課 保険年金課
関係部署との連携の強化	「山口市子どもの貧困対策連絡会議」を定期的開催し、関係部署との連携の強化を図ります。	こども未来課
子どもの生活・学習の支援	ひとり親家庭等の児童生徒に対する学習支援をはじめ、居場所づくり、日常的な生活習慣、進学についての相談など必要な支援を行います。	子育て保健課

基本的施策② 性の多様性に関する理解の促進

性的指向や性自認を理由とした偏見や差別により困難な状況に置かれている人の人権が尊重され、幸せに暮らせる社会を実現するため、正しい知識と性の多様性に関する理解を深めるための啓発を行います。

また、学校生活において、自分の性別に違和を感じる児童生徒に対し、相談体制の充実や心情に配慮したきめ細かな対応を行います。

具体的施策	事業内容	担当課
性の多様性に関する理解の促進	性的指向や性自認を理由とした偏見や差別の解消を目指し、様々な立場の人々の人権が尊重されるよう、正しい知識や性の多様性に関する理解を深めるための啓発活動を実施します。	人権推進課
児童生徒に対するきめ細かな対応の実施	自分の性別に違和を感じる児童生徒に対し、その心情等に十分配慮した対応を行うとともに、相談しやすい体制の充実に努めます。また、学級・ホームルームにおいては、いかなる理由でもいじめや差別を許さない適切な生徒指導や人権教育を推進します。	学校教育課

性的指向

人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念で、具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛を指します。

性自認

自分の性をどのように認識しているのか、どのようなアイデンティティ（自己同一性）を自分の感覚として持っているかを示す概念で、「こころの性」と呼ばれることもあります。

性同一性障がい

生物学的な性（からだの性）と性の自己意識（こころの性）が一致しないため、社会生活に支障がある状態。

（出典「人権の擁護（平成29年度版）法務省人権擁護局」・法務省ホームページ）



第6章 計画の指標

計画の指標

【計画期間：平成30年度（2018年度）～平成34年度（2022年度）】

基本目標1 人権の尊重にもとづく男女共同参画推進のための意識づくり

指 標	現状（値）	目標（値）
1 「男は仕事、女は家庭」という考え方の肯定割合	15.4% [平成28年度(2016年度)]	減少させる [平成34年度(2022年度)]
2 男女共同参画が実現されていると思う市民の割合（★）	56.4% [平成28年度(2016年度)]	65.0% [平成34年度(2022年度)]
3 山口市男女共同参画センターゆめぼらの認知度	25.1% [平成28年度(2016年度)]	40.0% [平成34年度(2022年度)]
4 男女の地位が教育の場で平等と感じる人の割合	64.1% [平成28年度(2016年度)]	増加させる [平成34年度(2022年度)]
5 家庭教育支援員の数	11名 [平成28年度(2016年度)]	増加させる [平成34年度(2022年度)]

（★）第二次山口市総合計画「施策5－3 自分らしく活躍できる人権を尊重するまちづくり」の成果指標

基本目標2 男女がいきいきと働き続けられる環境づくり

指 標	現状（値）	目標（値）
6 ワーク・ライフ・バランスの内容を知っている人の割合	29.2% [平成28年度(2016年度)]	40.0% [平成34年度(2022年度)]
7 地域子育て支援拠点施設の利用者数	6,615人／月 [平成28年度(2016年度)]	7,655人／月 [平成31年度(2019年度)]
8 通常保育定員数	3,577人 [平成29年度(2017年度)]	4,380人 [平成31年度(2019年度)]
9 延長保育実施保育所数	36か所 [平成29年度(2017年度)]	37か所 [平成31年度(2019年度)]
10 放課後児童クラブ定員数	1,856人 [平成29年度(2017年度)]	2,293人 [平成31年度(2019年度)]
11 地域包括支援センターを知っている市民の割合	52.3% [平成28年度(2016年度)]	56.0% [平成34年度(2022年度)]
12 マタニティ・ハラスメントの内容を知っている人の割合	84.9% [平成28年度(2016年度)]	増加させる [平成34年度(2022年度)]
13 ポジティブ・アクションに取り組む事業者の割合	31.0% [平成28年度(2016年度)]	35.0% [平成34年度(2022年度)]
14 男女の地位が職場で平等と感じる人の割合	22.1% [平成28年度(2016年度)]	40.0% [平成34年度(2022年度)]

基本目標3 あらゆる分野での男女共同参画の実現

指 標		現状（値）	目標（値）
15	審議会等の女性委員登用率（☆）	23.9% [平成28年度(2016年度)]	35.0% [平成34年度(2022年度)]
16	女性委員のいない審議会等の割合	21.1% [平成28年度(2016年度)]	0% [平成34年度(2022年度)]
17	市の管理職に占める女性職員の割合（一般行政職）	6.4% [平成29年度(2017年度)]	10.0% [平成34年度(2022年度)]
18	市職員の育児休業取得率	男性2.4% 女性100% [平成28年度(2016年度)]	男性50.0% 女性100% [平成34年度(2022年度)]
19	農業協同組合正組合員に占める女性の割合	30.4% [平成28年度(2016年度)]	33.0% [平成34年度(2022年度)]
20	農業委員に占める女性の割合	12.8% [平成28年度(2016年度)]	15.0% [平成34年度(2022年度)]
21	自治会長に占める女性の割合	6.9% [平成28年度(2016年度)]	10.0% [平成34年度(2022年度)]
22	地域づくり協議会の役員に占める女性の割合	15.0% [平成28年度(2016年度)]	20.0% [平成34年度(2022年度)]
23	男女の地位が地域社会で平等と感じる人の割合	29.1% [平成28年度(2016年度)]	40.0% [平成34年度(2022年度)]
24	山口市防災会議に占める女性の割合	12.5% [平成28年度(2016年度)]	30.0% [平成34年度(2022年度)]
25	消防団員に占める女性の割合	4.7% [平成28年度(2016年度)]	7.0% [平成34年度(2022年度)]

（☆）第二次山口市総合計画「施策5-3 自分らしく活躍できる人権を尊重するまちづくり 基本事業3 男女共同参画の推進」の成果指標

基本目標4 健康で安全・安心な暮らしづくり

指 標			現状（値）	目標（値）
26	ドメスティック・バイオレンス（DV）にあたると思う人の割合	平手で打つ	71.3% [平成28年度(2016年度)]	増加させる [平成34年度(2022年度)]
27		殴るふりをしておどす	62.0% [平成28年度(2016年度)]	増加させる [平成34年度(2022年度)]
28		いやがっているのに性的な行為を強要する	77.5% [平成28年度(2016年度)]	増加させる [平成34年度(2022年度)]
29	DV防止法の概要を知っている市民の割合		16.2% [平成28年度(2016年度)]	30.0% [平成34年度(2022年度)]
30	DV相談窓口の認知度		38.5% [平成28年度(2016年度)]	50.0% [平成34年度(2022年度)]
31	自分が健康だと思う市民の割合		75.0% [平成28年度(2016年度)]	78.0% [平成34年度(2022年度)]

第2次基本計画の策定経過

平成28年8月19日	山口市男女共同参画推進審議会（第1回） ・ 市民意識調査に関する検討
平成28年9月13日	市民意識調査の実施 （～平成28年10月14日） 調査対象者：18歳以上の男女2,000人 有効回答率 40.1%
平成29年3月9日	山口市男女共同参画推進審議会（第2回） ・ 計画策定方針、現行計画の評価、意識調査結果報告
平成29年4月24日	山口市男女共同参画推進本部会議（第1回） ・ 計画策定方針、現行計画の評価、意識調査結果報告
平成29年6月20日	山口市男女共同参画推進審議会（第3回） ・ 計画骨子（計画体系）案の検討
平成29年10月11日	山口市男女共同参画推進審議会（第4回） ・ 計画案の審議
平成29年11月6日	山口市男女共同参画推進本部会議（第2回） ・ 計画案の決定
平成29年11月20日	山口市議会に説明 ・ 計画案の報告
平成29年11月29日	市民意見の募集（パブリック・コメント） （～平成29年12月28日）
平成30年3月	策定・公表

山口市男女共同参画推進審議会委員名簿

(任期：平成28年12月1日～平成30年11月30日) (敬称略)

氏 名	所 属 等	備 考
鍋 山 祥 子	山口大学経済学部教授 ダイバーシティ推進室長	会長
青 木 美弥子	山口市男女共同参画ネットワーク会長	副会長
上 田 富士子	山口市小学校長会	
小田村 真 一	山口市PTA連合会	H29.6.3から
小 松 美 香	山口市PTA連合会	H29.4.1まで
久保田 文 子	山口人権擁護委員協議会	
小 橋 圭 介	山口県立大学国際文化学部文化創造学科准教授	
佐々木 映 子	山口市医師会	
塩 田 菜穂子	山口県弁護士会	
重 田 強 子	公募委員	
田 村 弘 紀	山口商工会議所事務局長	
千々松 葉 子	公募委員	
手 塚 和 子	山口労働局雇用環境・均等室長	
野 村 不二子	山口市立幼稚園連絡協議会	
山 崎 あづさ	山口市社会福祉協議会	
米 倉 一 夫	山口市自治会連合会副会長	

男女共同参画社会基本法

平成11年6月23日法律第78号

最終改正：平成11年12月22日法律第160号

目次

前文

第1章 総則（第1条－第12条）

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第13条－第20条）

第3章 男女共同参画会議（第21条－第28条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその

他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研

究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
- 3 第1項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 4 第1項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第二号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成11年6月23日法律第78号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

附 則 (平成11年7月16日法律第102号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。(施行の日=平成13年1月6日)

一 略

二 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成11年12月22日法律第160号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律(第2条及び第3条を除く。)は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

山口市男女共同参画推進条例

平成26年3月18日

条例第12号

目次

前文

第1章 総則（第1条－第8条）

第2章 基本的施策（第9条－第16条）

第3章 山口市男女共同参画推進審議会（第17条・第18条）

第4章 雑則（第19条）

附則

全ての人が性別に関わりなく個人として尊重され、自分らしく生きることができる社会の実現は、私たち山口市民の願いであり、本市では男女共同参画社会の実現のために、これまで国際社会や国内の取組と連動しつつ、様々な施策に取り組んできました。

しかしながら、社会的に形成された性別による固定的役割分担意識や慣行が今なお残っており、仕事と生活のバランスが取れていないことや、重要な方針や計画を決定する場に女性が少ない傾向にあります。

こうした状況を踏まえ、少子高齢化、高度情報化、国際化などの急速で多様な変化に対応し、市民が心豊かに暮らしていくためには、男女がその個性と能力を十分に発揮し、様々な分野に共に参画できる社会を築くことが重要です。

ここに、私たちは、男女共同参画に関する基本理念を明らかにすることにより、市、市民、事業者等が協働して、豊かで活力に満ちた山口市を目指すことを決意し、男女共同参画の取組を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民、事業者等の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画の取組を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野の活動に参画する機会が確保され、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 市民 市内に居住又は通勤若しくは通学する者をいう。
- (4) 事業者等 営利、非営利の別を問わず、市内において継続的に事業及び活動を行う全ての個人又は法人その他の団体をいう。
- (5) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手に不快感を与え、相手の職場環境若しくは生活環境を害し、又は不利益を与えることをいう。
- (6) ドメスティック・バイオレンス 配偶者等からの身体的、社会的、経済的又は性的な苦痛を

与える暴力及び心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が平等に重んじられ、性別による差別的取扱いを受けることなく、一人の人間として個性と能力を発揮する機会が確保されること。
- (2) 男女が、社会における制度又は慣行による固定的な性別役割分担意識を反映してその活動を制限されることなく、自らの意思において多様な生き方を選択することができるよう配慮されること。
- (3) 男女が、市の政策及び家庭、地域、職場、学校その他社会のあらゆる分野における意思決定に、共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 男女が、お互いの協力と社会の支援の下、家事、子育て、介護などの家庭生活における活動と、就業その他の社会生活における活動に参画でき、また、これらの活動を両立して行うことができるようにすること。
- (5) 男女が、それぞれの身体的な特徴について理解を深めるとともに、妊娠、出産等に関してお互いの意思及び決定を尊重し合いながら、安全で健康な生活を営むことができるよう配慮されること。
- (6) 幼児期から、家庭、学校、保育その他社会のあらゆる教育の場において、個人としての尊厳及び男女平等の意識を育む保育及び教育が行われること。
- (7) 男女共同参画は、国際的協調の下、推進されること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下「男女共同参画施策」という。）を総合的かつ計画的に策定し、及び実施しなければならない。

- 2 市は、男女共同参画の推進に当たり、国及び他の地方公共団体と連携を図るとともに、市民及び事業者等（以下「市民等」という。）との連携に努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念に基づき、男女共同参画に関し理解を深め、家庭、地域、職場、学校その他社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に努めるものとする。

- 2 市民は、市が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者等の責務)

第6条 事業者等は、基本理念に基づき、男女共同参画に関し理解を深め、その事業及び活動を行うに当たって、男女共同参画の推進に努めるものとする。

- 2 事業者等は、その雇用する労働者が仕事と生活の調和を保つことができるよう努めるものとする。
- 3 事業者等は、市が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めるものとする。

(性別による差別的取扱い及び人権侵害の禁止)

第7条 全ての人は、家庭、地域、職場、学校その他社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱い及び人権侵害を行ってはならない。

- 2 全ての人は、セクシュアル・ハラスメント及びドメスティック・バイオレンスを行ってはならない。

(情報及び表現に関する配慮)

第8条 全ての人は、広く提供する情報において、次に掲げる表現を用いないよう配慮しなければならない。

- (1) 性別による固定的な役割分担や差別を連想させ、又は助長する表現
- (2) 男女間における暴力を正当化し、又は助長する表現
- (3) 過度の性的な表現

第2章 基本的施策

(基本計画)

第9条 市長は、男女共同参画施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 市長は、基本計画を定め、又は変更するに当たっては、市民等の意見を反映することができる措置を講ずるとともに、山口市男女共同参画推進審議会（第17条に規定する山口市男女共同参画推進審議会をいう。以下同じ。）に意見を聴くものとする。

3 市長は、基本計画を定め、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(施策の推進体制の整備)

第10条 市は、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な体制を整備するものとする。

(広報啓発及び拠点施設)

第11条 市は、市民等の男女共同参画に関する理解を深めるため、広報及び啓発その他の適切な措置を講ずるものとする。

2 市は、山口市男女共同参画センター設置及び管理条例（平成20年条例第53号）により設置された山口市男女共同参画センターを男女共同参画の取組を推進するための拠点施設とする。

(市民等に対する支援)

第12条 市は、市民等が行う男女共同参画の推進に関する活動について、情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

(実施状況の公表)

第13条 市長は、毎年、男女共同参画施策の実施状況を明らかにする報告書を作成し、公表するものとする。

(調査研究)

第14条 市は、男女共同参画の推進に関し必要な情報の収集及び調査研究を行うものとする。

(苦情等への対応)

第15条 市長は、市が実施する男女共同参画施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について、市民等から苦情、意見その他の申出があったときは、当該申出に対し、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 前項の場合において、市長は必要があると認めるときは、山口市男女共同参画推進審議会の意見を聴くことができる。

(相談への対応)

第16条 市民等は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因により人権侵害を受けたとき又は受けるおそれがあるときは、その旨を市長に相談することができる。

2 市長は、前項の規定による相談を受けたときは、関係機関と連携を図り、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

第3章 山口市男女共同参画推進審議会

(山口市男女共同参画推進審議会)

第17条 男女共同参画の推進を図るため、山口市男女共同参画推進審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 基本計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 市民等から申出のあった苦情等に係る措置に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
(組織及び運営)

第18条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満とならないよう努めるものとする。

3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募により選出された者
- (2) 市内の関係団体の代表者又は当該団体に所属する者
- (3) 学識経験者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前各項に規定するもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

第4章 雑則

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 施行日現在に定められている山口市男女共同参画基本計画は、第9条の規定により策定された基本計画とみなす。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

平成27年9月4日法律第64号

目次

第1章 総則（第1条－第4条）

第2章 基本方針等（第5条・第6条）

第3章 事業主行動計画等（第7条－第17条）

第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第18条－第25条）

第5章 雑則（第26条－第28条）

第6章 罰則（第29条－第34条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第2条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第3条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本

原則（次条及び第5条第1項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第4条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第2章 基本方針等

（基本方針）

第5条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

（都道府県推進計画等）

第6条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第3章 事業主行動計画等

第1節 事業主行動計画策定指針

第7条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第1

項に規定する一般事業主行動計画及び第15条第1項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第2節 一般事業主行動計画

（一般事業主行動計画の策定等）

- 第8条** 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が300人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
 - 3 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
 - 4 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
 - 5 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
 - 6 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
 - 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
 - 8 第3項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第4項から第6項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計

画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第9条 厚生労働大臣は、前条第1項又は第7項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第10条 前条の認定を受けた一般事業主（次条及び第20条第1項において「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第11条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条の認定を取り消すことができる。

- 一 第9条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第9条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第12条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和22年法律第141号）第36条第1項及び第3項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第1項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第37条第2項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第5条の3第1項及び第3項、第5条の4、第39条、第41条第2項、第48条の3、第48条の4、第50条第1項及び第2項並びに第51条の2の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する

者について、同法第40条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第50条第3項及び第4項の規定はこの項において準用する同条第2項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第37条第2項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第12条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第41条第2項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第36条第2項及び第42条の2の規定の適用については、同法第36条第2項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第42条の2中「第39条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第12条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第2項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第13条 公共職業安定所は、前条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第14条 国は、第8条第1項若しくは第7項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第3節 特定事業主行動計画

第15条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも1回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第4節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第16条 第8条第1項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

- 2 第8条第7項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第17条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第18条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第19条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第20条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況

が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

（啓発活動）

第21条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

（情報の収集、整理及び提供）

第22条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

（協議会）

第23条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第18条第1項の規定により国が講ずる措置及び同条第2項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第18条第3項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

- 4 協議会は、関係機関及び前2項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第24条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第25条 前2条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第5章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第26条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第8条第1項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(権限の委任)

第27条 第8条から第12条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第28条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第6章 罰則

第29条 第12条第5項において準用する職業安定法第41条第2項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- 一 第18条第4項の規定に違反した者
- 二 第24条の規定に違反した者

第31条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

- 一 第12条第4項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第12条第5項において準用する職業安定法第37条第2項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第12条第5項において準用する職業安定法第39条又は第40条の規定に違反した者

第32条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- 一 第10条第2項の規定に違反した者
- 二 第12条第5項において準用する職業安定法第50条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第12条第5項において準用する職業安定法第50条第2項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第33条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第29条、第31条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第34条 第26条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第3章（第7条を除く。）、第5章（第28条を除く。）及び第6章（第30条を除く。）の規定並びに附則第5条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

(この法律の失効)

第2条 この法律は、平成38年3月31日限り、その効力を失う。

2 第18条第3項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第4項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項

に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第24条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

（政令への委任）

第3条 前条第2項から第4項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第4条 政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成13年4月13日法律第31号)

最終改正：平成26年4月23日法律第28号)

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等（第2条の2・第2条の3）

第2章 配偶者暴力相談支援センター等（第3条—第5条）

第3章 被害者の保護（第6条—第9条の2）

第4章 保護命令（第10条—第22条）

第5章 雑則（第23条—第28条）

第5章の2 補則（第28条の2）

第6章 罰則（第29条・第30条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第1章 総則

(定義)

第1条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第28条の2において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第2条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援する

ことを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第2条の2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第5項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第1項及び第3項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第1項の都道府県基本計画及び同条第3項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第2条の3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第2章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げ

る業務を行うものとする。

- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第5条及び第8条の3において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。（婦人相談員による相談等）

第4条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第5条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第3章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第6条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法（明治40年法律第45号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和29年法律第162号）、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第8条の2 警視總監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条第3項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第8条の3 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和25年法律第144号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第9条の2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第4章 保護命令

(保護命令)

第10条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第12条第1項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第18条第1項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。

ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して6月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
 - 二 命令の効力が生じた日から起算して2月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
- 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後10時から午前6時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第1項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第12条第1項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足る言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が15歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第1項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第12条第1項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項

第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の15歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が15歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第11条 前条第1項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第1項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第12条 第10条第1項から第4項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大いいと認めるに足りる申立ての時の事情
- 三 第10条第3項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情
- 四 第10条第4項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治41年法律第53号）第58条の2第1項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第13条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第14条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第12条第1項第五号イから二までに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第15条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第12条第1項第五号イから二までに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが2以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第16条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第10条第1項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前2項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第10条第1項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第4項の規定による通知がされている保護命令について、第3項若しくは第4項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第3項の規定は、第3項及び第4項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第17条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第10条第1項第一号又は第2項から第4項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して3月を経過した後において、同条第1項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して2週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第6項の規定は、第10条第1項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第15条第3項及び前条第7項の規定は、前2項の場合について準用する。

(第10条第1項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第18条 第10条第1項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して2月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第12条の規定の適用については、同条第1項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同条第2項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第19条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第20条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第12条第2項（第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合

を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第21条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成8年法律第109号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第22条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第5章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第23条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第24条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第25条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第26条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第27条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第3条第3項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

二 第3条第3項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用

三 第4条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第5条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第4条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第28条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その10分の5を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の10分の5以内を補助することができ

る。

- 一 都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるものの
- 二 市が前条第2項の規定により支弁した費用

第5章の2 補則

(この法律の準用)

第28条の2 第2条及び第1章の2から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条	被害者	被害者（第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第6条第1項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第10条第1項から第4項まで、第11条第2項第二号、第12条第1項第一号から第四号まで及び第18条第1項	配偶者	第28条の2に規定する関係にある相手
第10条第1項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第28条の2に規定する関係を解消した場合

第6章 罰則

第29条 保護命令（前条において読み替えて準用する第10条第1項から第4項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第30条 第12条第1項（第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第28条の2において読み替えて準用する第12条第1項（第28条の2において準用する第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、10万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。ただし、第2章、第6条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第7条、第9条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第27条及び第28条の規定は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 平成14年3月31日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第12条第1項第四号並びに第14条第2項及び第3項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第3条 この法律の規定については、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成16年6月2日法律第64号）

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

- 2 旧法第10条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第10条第1項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第18条第1項の規定の適用については、同項中「2月」とあるのは、「2週間」とする。

(検討)

第3条 新法の規定については、この法律の施行後3年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成19年7月11日法律第113号） 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 （平成25年7月3日法律第72号） 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

附 則 （平成26年4月23日法律第28号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 略
- 二 第2条並びに附則第3条、第7条から第10条まで、第12条及び第15条から第18条までの規定
平成26年10月1日

用語解説（本計画に用いた用語の他、男女共同参画に関する用語を掲載）

イクボス	職場で共に働く部下・スタッフの仕事と生活の両立を考え、その人のキャリアと人生を応援しながら、組織の業績も結果を出しつつ、自らも仕事と私生活を楽しむことができる上司（経営者・管理職）。
一般事業主行動計画（女性活躍推進法）	企業が、女性の職業生活における活躍に向けて、採用から配置・育成、妊娠・出産・子育て期を通じた継続就業、登用促進などの取組を行うために策定する計画。常時雇用する労働者が301人以上の企業に策定が義務付けられ、300人以下の企業は努力義務となっています。
SNS	ソーシャル・ネットワーキング・サービス。友人・知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とするコミュニティ型のサービス。
NPO	(Non Profit Organization)「民間非営利組織」と訳され、医療・福祉や環境保全、災害復興、地域おこし等、様々な分野における営利を目的としない自発的意思による活動団体。
M字カーブ	日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいい、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるためです。国際的にみると、アメリカやスウェーデン等の欧米先進諸国では、子育て期における就業率の低下はみられません。 近年では、企業の離職防止の取組や医療・福祉分野など働き口の裾野の拡大などにより、欧米とほぼ遜色のない形に近づいています。
LGBT	女性の同性愛者であるレズビアン、男性の同性愛者であるゲイ、両性愛者であるバイセクシュアル、体の性と心の性が違う人であるトランスジェンダーの頭文字を並べた表現で、セクシュアル・マイノリティ（性的少数者）の総称。他にも、生まれつき生殖系の構造に変異がある、もしくは男性あるいは女性を特定する染色体パターンが一般的なものと合致しない人（インターセックス）や自分の性別や性的指向に確信が持てない人（クエスチョニング）、異性同性に限らず他者に対し恋愛感情や性的関心を持たない人（アセクシュアル）など、様々な性のありかたが存在します。
エンパワーメント	力をつけること。また、自ら主体的に行動することによって状況を変えていこうとする考え方。
家族経営協定	家族農業経営にたずさわる各世帯員が、家族間の十分な話し合いに基づき、経営方針や役割分担、世帯員全員が働きやすい就業環境等について取り決める協定。
家庭教育支援員	家庭でのしつけや子育てに関する問題を抱える親に対し、訪問による相談や情報の提供等さまざまな支援を行うために、養成講座等修了者に市教育委員会が家庭教育支援員の委嘱を行います。

キャリア教育	一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育。
クォータ制（割当制）	積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の手法の一つであり、人種や性別などを基準に一定の人数や比率を割り当てる制度。
建設工事総合評価方式	地方自治法施行令第167条の10の2の規定に基づき、価格のほかに、価格以外の技術的な要素等を総合的に評価し、最も有利な申し込みをした者を落札者とする方式。
固定的性別役割分担意識	男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事、女は家庭」、「男性は主要な業務、女性は補助的業務」等のように、性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方。
ジェンダー	社会的・文化的に形成された性別。人間には生まれつきの生物学的性別（セックス/sex）がありますが、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別をジェンダー（gender）といいます。それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われています。
情報モラル	情報社会で適正に活動するための基本となる考え方や態度のことで、自らの責任において自他の権利を尊重すること、情報を正しく安全に利用することなどを指します。
女子差別撤廃条約（女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約）	昭和54年（1979年）に国連総会で我が国を含む130か国の賛成によって採択され、昭和56年（1981年）に発効し、我が国は昭和60年（1985年）に批准しました。女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念とし、女子に対する差別を定義し、政治的及び公的活動、教育、雇用、保健、家族関係等あらゆる分野での男女の平等を規定しています。 なお、同条約第1条において、「この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。」と規定されています。
スクールソーシャルワーカー	虐待、いじめ等の諸問題に関して、児童相談所等の関係機関と連携しながら、家庭訪問をして児童生徒や保護者のケア、学校への指導・助言を行う役割を担っています。社会福祉士や精神保健福祉士等の有資格者が職務にあたっています。
性自認	自分の性をどのように認識しているのか、どのようなアイデンティティ（自己同一性）を自分の感覚として持っているのかを示す概念で、「こころの性」と呼ばれることもあります。
性的指向	人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念で、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛を指します。

性同一性障がい	生物学的な性（からだの性）と性の自己意識（こころの性）が一致しないため、社会生活に支障がある状態。
セクシュアル・ハラスメント	広義には、他の人を不快にさせる性的な言動のこと。男女雇用機会均等法においては、「職場において行われる労働者の意に反する性的な言動に対する労働者の対応により労働条件について不利益を受けたり、性的な言動により就業環境が害されること」とされています。
ダイバーシティ	「多様性」。性別や国籍、年齢などに関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことをダイバーシティ社会といいます。
短時間正社員	フルタイム正社員より一週間の所定労働時間が短い正社員のことで、それにより、労働者が子育て、介護、自己啓発などの必要性に応じて、正社員のまま仕事を継続する、または正社員として雇用機会を得ることができるため、多様就業型ワークシェアリングの代表的制度として、その普及や定着が期待されています。
男性中心型労働慣行	勤続年数を重視しがちな年功的な処遇の下、長時間勤務や転勤が当然とされている男性中心の働き方等を前提とする労働慣行。
地域型保育事業	子ども・子育て支援新制度では、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとして、幼稚園や保育所、認定こども園などの「教育・保育施設」のほかに、以下の4つが地域型保育事業（市町村による認可事業）として児童福祉法に位置付けられています。いずれも3歳未満児が主な対象です。 ① 定員が1～5人の「家庭的保育」 ② 6～19人の「小規模保育」 ③ 保育を必要とする子どもの居宅で保育を行う「居宅訪問型保育」 ④ 従業員の子どもや地域の子どものみを保育する「事業所内保育」
地域包括支援センター	地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、介護予防等のマネジメントや高齢者等に対する総合相談・支援、高齢者の権利擁護などの事業を実施しています。
テレワーク	情報通信技術を利用して、オフィス勤務の場合のように時間・場所などの条件にとらわれずに、オフィス以外の場所で勤務する就業形態のこと。
認定農業者	農業経営基盤強化促進法に基づき、経営改善を図ろうとする農業者が自ら農業経営改善計画を作成・申請し、市町村長から認定を受けた農業者。
パタニティ・ハラスメント	育児休業等の取得や育児のための短時間勤務、フレックス勤務などを申し出る男性に対する嫌がらせ等のこと。
ポジティブ・アクション（積極的改善措置）	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会にかかる男女間の格差を改善するため、必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること。

マタニティ・ハラスメント	働く女性が、妊娠・出産をきっかけに、職場で、精神的・肉体的な嫌がらせを受けたり、妊娠・出産を理由とした解雇や雇い止め、自主退職の強要で、不利益を被ったりするなどの不当な扱いのこと。
メディア・リテラシー	メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力。
やまぐち子育て福祉総合センター	人材の育成と子ども・子育て支援の向上を目指し、子育て家庭への情報発信と相談機能、保育関係者や教育関係者の交流と情報共有、研修や調査・研究を行う施設で、山口保育園内に設置されています。
山口市子どもの貧困対策連絡会議	子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現するため、子どもの貧困対策について、市の関係部局が連絡調整を行う組織。
やまぐち母子保健サポートセンター	妊娠期から産後早期の支援を充実強化し、妊娠・出産・子育てに関する切れ目のない支援を行うため、平成28年10月に山口市保健センター内に設置されました。
要保護児童対策地域協議会	虐待を受けた児童等に対する体制として、関係機関が連携を図り、児童虐待等への対応を進めるための組織。
労働力人口	生産年齢人口（15歳以上）のうち、就業者と完全失業者（現在は働いていないが仕事を探している者）の合計。
労働力率	生産年齢人口（15歳以上）に占める労働力人口の割合。
ロールモデル	自分にとって、具体的な行動や考え方の模範となる人物。
6次産業化	農業などの1次産業において食品加工、流通、販売など経営の多角化を行うこと。農業経済学者が提唱した造語（1次産業×2次産業×3次産業）。
ワーク・ライフ・バランス	誰もが、やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。
ワンストップ・サービス	複数の手続きを一つの窓口で行えるようにすること。

第2次山口市男女共同参画基本計画

平成30年(2018年)3月

発行：山口市地域生活部人権推進課

〒753-8650 山口市亀山町2番1号

TEL 083-934-2767

FAX 083-934-2867

E-mail jinken@city.yamaguchi.lg.jp

